

翻訳

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

広井大三

〔本号目次〕

第四部 国際的な問題処理

第一章 総論としての国際的な問題処理

一 交渉

二 会議

三 交渉以外の問題処理

第二章 条約

一 条約の特質と機能

二 条約の当事国

三 条約の客体

四 条約の形式と部分

五 条約の批准

六 条約の効果

七 条約実施の保障手段

八 条約への第三国の加入

九 条約の満期と解消

一〇 条約の失効

一一 条約の取り消し

一二 条約の更新・再確認・復活

一三 条約の解釈

第三章 重要な条約グループ

一 重要な立法条約

二 同盟

三 保障条約と保護条約

四 非政治的な共通利益に関する連合

第四部 国際的な問題処理

第一章 総論としての国際的な問題処理

一 交渉

ヘフター・二三四〜二三九、ホルツェンドルフ、第三卷六六八〜六七六頁、リスト・二〇、ウルマン・五九、ボンフィス・七九二〜七九五番、プラデーエル・フォデレ・第三卷一三五四〜一三六二番、リヴィエール・第二卷四五、カルボー・第三卷一三一六〜一三二〇、一六七〇〜一六七三。

四七七 交渉の概念 国際交渉とは、二、ないし、それ以上の諸国間で、重要問題について彼ら間に理解をもたらすことを目的に、その方向に向けて開始されるような通交に対する用語である。文明諸国は利害関係を通して編成される団体を形成するので、こうした交渉は、様々な形をとって絶えず行われており、何らかの重要性をもつ国であれば、實際上、交渉をしないわけには行かない。多種多様の国際的な問題処

理があるが、交渉は、その中でも最も重要だという点で群を抜いている。それに、二国、ないし、それ以上の国家間で紛争を友好的に解決する手段としての交渉は、交渉の特殊な種類のものにすぎないということが強調されねばならないが、それについては、本書の別の部分で特別に検討することによ⁽²⁾う。

注(1) 四八六〜四九〇を参照のこと。

(2) 本書・第二卷四〜六を参照のこと。

四七八 交渉の当事者 国際交渉は、国家群の内部で地位をもつ全国家によって遂行され得るので、したがって、完全主権国家は、国際交渉の完全な主体である。しかし、半主権国家や部分的な主権国家が、国際交渉の当事者にはなり得ないと主張することは間違いになる。と言うのは、彼らも、実際に、国家群の内部に地位を占めていることに関係する論点について交渉を遂行することができるのである。したがって、例えば、ブルガリアは、半主権国家にすぎないにも拘わらず、トルコとは無関係に外国と、いくつかの問題について交渉することが可能である。⁽¹⁾しかし、自治領カナダのような、いわゆる、植民地国家は、国際交渉の当事国にはなり得ない

のである。すなわち、植民地国家にとって必要な交渉は、それが国際的に帰属する母国により処理されなければならないのである。⁽²⁾

一方における国家と他方における国家ではない当事者との間で遂行されるような交渉は、国際交渉ではないが、そうした当事者が海外には存在するのである。例えば、ローマ法王や法王庁との国家の交渉は、国際交渉ではないのであるが、国際交渉に関係するすべての手続きは、常に、この場合でも順守されるのである。また例えば、借款や鉄道建設、鉱山経営等に関連する外国の銀行家の一団や、請負人たちとの国家による交渉は、国際交渉ではないのである。

注(1) 九一を参照のこと。

(2) アラスカ国境紛争の判決後、カナダはイギリスとは独立して条約を締結する権限を有すべきだと表明したカナダの多数の有力な政治家の要求は、或る点では、当然、主権国家になるための要求を内包している。

四七九 交渉の目的 国家間の交渉は、さまざまな目的をもち得るので、その目的は、若干の政治問題についての意見の交換だけかもしれないし、将来において或る一定の問題点

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

に関して取られる行動の方針についての調整か、或るいは意見の不一致の解決、または、例えば、万国郵便連合等の国際制度の設立かもしれないのである。だが、最も重要なのは、国際会議による国際法上の法則の設立そのものに関する国家群の構成員間の理解を目的とする交渉である。十九世紀初期のウィーン会議以来、国際法上の法則を定義したり、定立したり、廃止したりするための諸国間の交渉は、頻繁に、かつ、きわめて成功裡に行われて来ている。⁽¹⁾

注(1) 五五五〜五六八を参照のこと。

四八〇 交渉は誰によって行われるか 国際交渉は、交渉国を代表する機関によって遂行される。これらの国の元首は、書簡か直接面接のいずれかで、自分みずから交渉を行うことができ、

過去においては重大な交渉は、国家元首の間で行われることもあった。と言っても、それは比較的になかったのであるが、国家元首間の直接交渉は、将来は起こらないであろうと信じるだけの理由は無いのである。⁽¹⁾ 国家元首は、また、他の国により交渉目的のために委任された外交官、ないし、その他の機関と自分で直接に交渉することも可能である。第一階級の外交機関としての大使は、国際法に基づき、交渉のため

に信任されている国家元首に、自分みずから接近する権利さえ有しなければならぬのであるが、⁽²⁾しかしながら、もっと重要な問題に関する国家間の交渉は、彼らの外務大臣が、外交使節か、外交的性格をもたない代理機関や、いわゆる、⁽³⁾代表委員のいずれかの支援を受けて行かうのが、法則である。

注(1) 四九五を参照のこと。

(2) 三六五を参照のこと。

(3) 交戦国の軍隊間の交渉は、通常、兵士によって行われる。第二卷二二〇〜二四〇を参照のこと。

四八一 交渉の形式 国際法は、国際交渉が必ず行われなければならない特別の形式については、いっさい無頓着である。したがって、こうした交渉は、口頭(viva voce)で行うこともできるし、文書にした提議や論証、或るいは、その双方を交換することを通して行うことも可能である。きわめて重要な交渉は、通常は、文書にした通信を外交的に交換することによって行われるので、口頭での交渉中には容易に起こる誤解が、この場合にのみ避けられ得るのである。最大限に重大な交渉は、会議を通して行ふこと⁽¹⁾になる。

口頭での交渉中に、外務大臣と交渉する外交使節が、彼の

本国から受け取った書簡を朗読するということが、時々、行われるが、このような場合、外務省に、その書簡の写し^(コピー)を手渡すのが普通である。もし、写しの手交を拒否するのであれば、外務大臣は、彼のほうから、その書簡の朗読を聴くことを拒否することが可能である。だから、一八二五年に、南アメリカの前スペイン植民地の独立に関して、カニング^(イギリスの外務大臣。神聖同盟に反対してラテ)は、ロンドンでロシア大使により彼に対して朗読されるロシア側の伝達文を聴くことを拒絶したが、それは、この大使がイギリス外務省に伝達文の写し⁽²⁾を手渡す権限を与えられてはいなかったからであった。

注(1) 四八三を参照のこと。

(2) 交渉中に使用される言語に関しては、三五九を参照のこと。

四八二 交渉の終了と結果 交渉は、当事者が少しも合意に達しないために、何の結果も産まずに終了するかもしれないし、また、しばしば、そういう場合もある。他方で、もし、交渉が意見の一致に到達するのであれば、その成果は倍増的になり得る。それは、見解や目的の満足すべき交換になるか

もしれず、その場合には、当事者は、将来的に、そうした見解や目的を順守し、それに基づいて行動することに、決して拘束されないと言うか、法的には少くとも拘束されないのであるが、条約に基づく合意になれば、その場合には、当事者は、その条約の規定により法的に拘束されるのである。条約は、このような重要なものであるので、それについては、特に別の章で検討して見る必要がある。⁽¹⁾

注(1) 四九一〜五五四を参照のこと。

二 会議

フィリモア・第二卷三九〜四〇、トウイス・第二

卷八、テイラー・三四〜三六、ヘフター・二四二、

ホルツェンドルフ・第三卷六七九〜六八四頁、ウル

マン・六〇〜六一、ボンフィス・七九六〜八一四番、

デスパグネ・四八四〜四八八番、プラディエルフ

オデレ・第六卷二五九三〜二五九九番、リヴィエー

ル・第二卷四六、カルポー・第三卷一六七四〜一六

八一、フィオレ・第二卷一一一六〜一二二四番、マ

ルテンス・第一卷五二、シャルル・ド・マルタン

(Charles de Martens) 『外交入門』 (“Guide Di-

l・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

plomatique”) 第一卷五八、プラディエルフオデ

レ 『外交法講義』 (“Cours de droit diplomatique”)

一八八一年刊、第二卷三七二〜四二四頁、ザレスキ

ー (Zaleski) 『会議の国際法上の意義』 (Die vö-

kerrechtliche Bedeutung der Congresse) 一八七四

年刊。

四八三 会議の概念 国際会議は、国際的な利害問題を検

討し、それらの問題に関する協定を成立させるための数か国

の代表の正式な会合である。言葉に関する限り、“confer-

ence”同様、“congress”という術語も、僅か二か国の代表の

会合に対して用いられ得るが、正しくは congress も confer-

ence も、非常に多数の国家の代表から構成されるような団

体だけを表わすものである。何人かの著者は、⁽¹⁾ congress と

conference の間には、特徴的な違いがあると主張している

が、しかし、このように主張される相違点も、すべて、国家

が代表の会合を召集する際に、こうした団体を、congress

や conference と無差別に名付けるといふ事実⁽¹⁾に直面して消

滅している。だから、conference と対照的に、より重要な

会合を congress と名付けると言うのも、尚更、正確ではな

い。何故なら、一八九八年のハーグ平和会議は、その非常な重要性にも拘らず、conferenceと命名されたからである。

congressとconferenceの間で単なる術語上の相違よりも、もっと重要なことは、その会合に出席する代表の相違である。何故なら、国家元首が会議(congress and conference)に同席したり、また、代表が、諸国の外交使節や外務大臣から構成されたりするからである。国家元首の会議(congress and conference)が、過去において行われたことがあるが、将来においても、いつでも行われ得るわけであるので、最も重要な問題が、各国の外交代表から構成される会議(congress and conference)で扱われるということは疑い得ないのである。

注(1) 例えば、マルタン・第一巻五二とフィオレ・第二巻一一二六〜一一二四を参照。

四八四 会議の当事者 会議(congress, conference)は、慣習国際法、ないし、条約国際法によって組織されるわけではないので、会議の当事者に関する法則は存在しないのである。万事が、会議を開く目的と、国家が、その会議に他の国家を招待することの如何にかかっているのであって、もし、

それが或る種の不和を解決することを意図するのであれば、関係するすべての国が代表を送れることが合理的である。と言うのも、代表を送らない国家は、その会議の決議に同意する必要が無いからである。もし、国際法の新しい法則の創設が目的であれば、少くとも、国家群のすべての完全主権国メンバーが代表を送れるべきである。だが、ハーグ平和会議には、大多数の国家が代表を送るように招かれたにも拘わらず、南アメリカの共和国諸国だけは全くもって招聘されなかった。完全主権国家だけが会議の当事国になり得ると言うことが、たびたび主張されるが、これは疑い無く正鵠を得ないことであり、ここにおいてもまた、万事が特殊な場合の功罪^{メリット}如何にかかっているのである。概して完全主権国家だけが当事国ではあるが、しかし、例外もあるのである。例えば、ブルガリアは、トルコの宗主権のもとにある付庸国ではあったが、ハーグ平和会議の当事国であった。もっとも、投票権はもたなかった。半主権国家、ないし、部分的な主権国家が、国際的に交渉することが可能である限り、⁽¹⁾会議の当事国になり得ると言う法則を否定する理由は無いのであって、そうした国家も、実際には、非政治的な問題で会合するような会議には、代表

を派遣するように、たびたび要請されるのである。

しかし、招聘されていなかったり、それ自身の招聘の要請が認められていない国家は、当事国にはなり得ないのであって、もし、或る国家が、会議を開くことが妥当だと考えるならば、その国が気に入る他国を招聘することになる。そして、招聘される国は、或る何らかの他国が招聘されたり、されなかつたり、参加が認められたり、認められなかつたりする条件のもとで、受諾するかもしれないのであり、招聘を受け入れる国は、もし、代表を派遣するのであれば当事国になるのである。各当事国は数人の代表委員を派遣するかもしれないが、投票権をもつのは彼らの内の一人だけであり、しかも、それは、上席代表委員本人か部下に対して与えられるものである。

注(1) 四七八を参照のこと。

四八五 会議の席次 会合の場所や時間が取り決められた後——こうした場所は、審議や討議の独立を確保するために中立化されるかもしれない——代表委員は、彼らの委任命令書を交換し合つたり、議長やその他の役員を選出したりすることによって会合を開き、会議を成立させるのであるが、そ

うしたことが普通ではあっても、義務付けられているわけではない。何故なら、国内で会議を開く国の外務大臣が議長に選ばれるからである。もし、議事進行の問題についての困難さから得策だとされるのであれば、その問題を会議形式で討議することを準備するために特別委員が任命されるが、こうした討議には、全代表委員が参加することができる。討議の後に投票が行われる。発議 (motion) は、会議の任務を完成させるために満場一致で通されなければならない。と言うのも、大多数の投票では、異議を唱える当事国に対して、何の権限も無いからである。しかし、大多数が、その発議を、その構成員を拘束すると見なすことは可能である。議定書 (protocol) が、すべての討議と投票とに対して備えられるべきであり、もし、討議と投票とが、当事国の合意する最終結果に到達するのであれば、合意されたすべての点が決議 (Act) として作成され、代表委員が署名することによって、それは、会議の最終決議、または、一般決議と呼ばれることになる。当事国は、その決議の或る一定の解釈について、将来的に適用を除外するために、その決議に署名する際に、宣言、または、留保 (reservation) を行うことが可能であり、

しかも、その決議は、当事国ではなかつた国家に対して、将来的に、それに同意するか否かは自由であることを明記することも可能である

三 交渉以外の問題処理

ブルンチュリ・八四、ハートマン・九一、ガレイ
ス・七七、リスト・二〇。

四八六 種々様々な問題処理

国際的問題処理というものは、他国との通交における国家によるあらゆる行為についての用語であり、四七七から四八二で検討してきた交渉の他に、法的に重要なものとして、もう十一種類の国際的問題処理がある——すなわち、宣言、通告、抗議、放棄、承認、介入、報復、復仇、平時封鎖、戦争、征服である。承認については既に七一〇七五で検討したし、また、介入については一三四〇一三八で、更に征服については二三六〇二四一で検討した。報復、復仇、平時封鎖、それに戦争については、本書の第二巻で扱うことになる。そこで、残りの問題処理、すなわち、宣言、通告、抗議、放棄、についてののみ、ここで検討することにする。

四八七 宣言 “宣言”(declaration) という用語は、三

つの違った意味で使われている。第一に、当事国が、将来において或る一定の行動方針に従うことを約束する条約の一群の規定の称号として、時々、用いられる。一八五六年のパリ宣言、一八六八年のセント・ピータースブルグ宣言が、この例である。この種の宣言は、いかなる点でも条約と異なるものではない。⁽¹⁾ 第二は、国家が、過去において追求した行動方針の証明や弁明、或るいは、或る種の問題に関する見解や意図の説明を、他国に、または、世界に広く、連絡する場合に、宣言とすることがある。この種の宣言は、非常に重要なものになり得るが、しかし、そこから他国の権利や義務が生ずるといふような問題処理には、ほとんどの場合にならないのである。しかし、他国に対する権利や義務が生ずる第三の種類^{グループ}の宣言があるのである。この種のもは、特殊な国際的問題処理であるが、この集団に属する様々な宣言は、決して一定の性格を有してはいないのである。この種の宣言には、宣戦布告の際、交戦国が禁制品として非難する貨物に関する当該交戦国による宣言や、戦争勃発時に、第三国が、中立やその他の地位にとどまることの当該第三国による宣言がある。

注(1) 五〇八を参照のこと。

四八八 通告 通告とは、法的重要性をもつ或る事実や出来事についての知識を、他国に伝達するための専門用語である。原則として、通告は義務ではないが、しかし、実際には、それは、しばしば、義務的に行われる。と言うのも、国家は、こうした義務を生じさせる事実や出来事についての知識が無ければ、或る種の義務に従うとは見なされ得ないからである。したがって、元首の変更、国の統治形態の変更、戦争の勃発、連邦制国家の樹立、封鎖、征服後の併合、新しい外務大臣の任命、等々について通告するのが普通である。しかし、通告は、一般に義務ではないけれども、その原則には若干の例外がある。例えば、国際的不一致を平和的に調整するためのハーグ協定の第五六条によれば、もし、多数の国が条約の当事国であつて、その当事国の二か国が、そうした条約の解釈に關して意見の相違があり、仲裁裁判で、その不一致を解決することで合意する場合には、彼らは、その条約の他のすべての当事国に、この合意について通告しなければならない。また、例えば、一八八五年のベルリン・コンゴ會議の一般議定書の第三四条によれば、アフリカ沿岸の新たな占領等は通告が義務付けられている。

四八九 抗議 抗議は、或る国が他の国に対して、後者によつて行われたか、企てられた行為について異議を唱える正式な意思伝達である。抗議は、権利を保持する目的や、或る種の行為を抗議国は黙認しないし承認するものではないということを知らせる目的に役立つのであるが、抗議では、他の国に、後者が前者に通告しているか、或るいは、それ以外の方法で知らせている行為に關して、前者は苦情を訴えることが可能である。他方で、もし、或る国が、国際的に不法であると見なしたり、自国の権利に反すると見なしたりする行為についての知識を取得しながら、それにも拘わらず抗議しない場合には、そうした態度は、権利を維持するためには抗議が必要であつたとするならば、そうした権利の放棄を意味することになる。更に、或る国が、最初は抗議するが、その後は、明示的⁽¹⁾にも黙示的⁽²⁾にも、その行為を黙諾するということが起こり得る。それに、或る種の状況下での或る国による単純な抗議で、それ以上の行動を伴わない場合には、その抗議は権利のために抗議しながら、その権利の保持にとつて、本質的に充分ではないということが強調されねばならない⁽²⁾。

注(1) 例えば、一九〇四年四月八日のイギリス・フランス

協定で具体的に表現されているが、シヤム、マダカスカ
ル、ニュー・ヘブリデス諸島に関する宣言の第二節によ
り、イギリスは、マダガスカル島のフランスへの併合後
に設定された関税の導入に反対して提起した抗議を撤回
した（本書五九四頁を参照のこと）。

(2) バトゥーム (Batoum) 港の自由を規定していた一
八七八年のベルリン条約の五九条からのロシアの撤回に
関しては、五三九を参照のこと。

四九〇 放棄 放棄というのは、権利の故意の棄却であり、

それは、明示的な言葉 (expressis verbis) か、或るいは黙
示的に行われ得る。例えば、或る国が、占領により、以前は
別の国によって占領されていた⁽¹⁾或る島の所有権を取得する場
合、後者は、その事実についての知識を受け取るやいなや、
抗議しないのであれば、黙示的に、その島の権利を放棄する
ことになる。放棄は、国家間の不一致を円満に解決する場合
顕著な役割を果たすので、当事者の一方、ないし、双方が、
話をまとめるために彼らの権利を、しばしば放棄することが
あるが、しかし、国家による単なる沈黙だけでは放棄を意味
しないということが、特に言及されねばならない。これが問
題になるのは、権利を維持するためには抗議が必要であるに
も拘わらず、国家が沈黙している場合だけである。

注(1) 二四七を参照のこと。

第二章 条約

一 条約の特質と機能

ヴァッテル・第二卷一五二、一五三、一六三、ホ
ール・一〇七、フィリモア・第二卷四四、トウイ
ス・第一卷二二四〜二二三、テイラー・三四一〜三
四二、ブルンチュリ・四〇二、ヘフター・八一、デ
スパグネ・四四四〜四四五番、プラディエルーフォ
デレ・第二卷八八九〜九一九番、リヴィエール・第
二卷三三〜四〇頁、カルボー・第三卷一五六七〜一
五八四、フィオレ・第二卷九七六〜九八二番、マル
テンス・第一卷一〇三、ベルクボーム (Bergbo-
hm) 『国際法の淵源としての条約と法』 (Stat-
sverträge und Gesetze als Quellen des Völkerre-
chts) 一八七七年刊、イエリネク 『国家条約の法的
本質』 (Die rechtliche Natur der Staatenverträge)
一八八〇年刊、ラギ (Laghi) 『国際条約論』

(Teoria dei trattati internazionali) 一八八二年刊、
ブオナミチ (Buonamici) 『国際条約』 (Dei
trattati internazionali) 一八八年刊、ニッポルト
(Nippold) 『国際法上の条約』 (Der völkerrechtli-
che Vertrag) 一八九四年刊、トリーペル 『国際法
と国内法』 (Völkerrecht und Landesrecht) 一八九
九年刊二七―九〇頁。

四九一 条約の概念 国際条約は、様々な利害事項に係わ
る二、ないし、それ以上の国家間の協約 (convention)、ま
たは、契約 (contract) である。用語の近代的意味での国際
法が存在する以前でさえ、条約は国家間で締結されるのが常
であった。それに、そうした時代においては、条約は、**国際**
法上の根拠に基づくものでもなかったし、それ自身が**国際法**
上の根拠でもなかったけれども、それにも拘わらず、それら
は神聖不可侵であると思なされ、宗教的、道徳的感情のため
に拘束力があると見なされていた。しかしながら、近代の多
種多様な通交は、当時、異なる国家間には存在しなかったの
で、条約は、今日のように、人間生活の中で最重要な機能
を果たしてはいなかったのである。

Ｌ・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

四九二 様々な種類の条約 これらの重要な機能は、今日、
存在し、かつ、日々、数え切れない多数の目的のために締結
されている国際条約の多様性に注目するのであれば、明白で
ある。国の所有物に関しては、条約は、割譲や境界、その他
多くのことについて締結されるし、同盟条約、保護条約、保
障条約、中立条約、講和条約が、政治目的のために締結され
る。領事条約、通商条約⁽¹⁾、郵便・電信・鉄道に関する条約、
著作権等の条約、裁判管轄・犯罪人引渡の条約、貨幣条約、
度量や重量・為替相場・租税・税関義務に関する条約、伝染
病に関する公衆衛生上の問題についての条約、産業労働者の
ための条約、農業と工業に関する条約等、様々な目的が使わ
れている。更に、戦争・居中調停、仲裁裁判等に関する条約
にも、様々な目的が役立っている。

しかし、私には、様々な種類の条約の分類の問題について
検討するつもりはない。と言うのは、これまで、そうした分
類についてのすべての試み⁽²⁾が失敗しているからである。ただ、
最も重要なものについて、一つの区別が行われ、それに基づ
いて、条約の全体が二つの階級に分類されることがある。何
故なら、条約は、一方において、実在する慣習法則を確認し

たり、明確にしたり、或るいは廃止したりするために締結され得るし、**国際法の新法則を設定するために締結され得る**のであって、この種の条約は、立法条約 (law-making treaty) と名付けられるべきものである。他方において、他のすべての種類の目的で条約は締結され得るのであるが、**国際法上の法則の根源としての立法条約については、既に一八**で検討したので、これらの条約の中の最も重要なものについては、**五五六〜五六八**で考えてみることにしよう。

注(1) それらは、しばしば、いわゆる、最恵国条項 (most favoured nation clause) を含んでいる。

(2) グロチウスの時代以来、国際法学は、各種の条約の適切な分類を試みることを止めてはいないのである。ヘフター・八八〜九一、ブルンチュリ・四四二〜四四五、マルテンス・第一卷一一三、ウルマン・七〇、フィートン・二六八 (ヴァッテル・第二卷一六九に従う)、リヴィエール・第二卷一〇六〜一一八頁、ウエストレイク・第一卷二八三頁、その他、多数がある。

四九三 条約の拘束力 国際条約が拘束力をもつ理由についての問題は、常に議論されてきたし、いまでも、大いに議論されている。**国際法の法的性格を否定するすべての評論家 (publicist) が、同様に国際条約における法的拘束力を否定**

するのは、あきらかである。しかし、**国際法の法的性格を認めるような人たちの間でも、条約の拘束力に関して決して合意が存在するわけではない**。更に、きわめて重要な問題は、誰もが見知っているように、条約は、まさに一当事国の意見によって、更に悪い場合には当事国以外の意見によって、しばしば破棄されるということである。多くの評論家たちは、自然法における条約の拘束力を認めているが、その他の人たちは、**宗教上、道徳上の原則において、更に別の人たちは、⁽¹⁾条約の当事国になっている国によって行使される自制心の観点で、条約の拘束力を認めているのである**。若干の著者は、**条約に拘束力を与えるのは、締約当事国の意思であると主張しているが、また別の人たちは、⁽²⁾こうした拘束力は、人間性の法意識 (Rechtsbewusstsein der Menschheit) —— すなわち、人間に先天的な正義の理念、の中に見い出されるべきだと教示している**。私が思うのには、問題は、いくつかの異なる問題に分けて、順次、そうした問題に答えて行くことによるのみ、満足の行く扱いができるのである。

そこで、まず第一に、問題は、条約が何故に法的に拘束力を有するののかについて答えることである。その答えは、条約

には拘束力があるという慣習国際法が存在することこそが、まさに範疇的に、その理由であるということではなければならない。

それから、こうした慣習法則が存在する理由について問題が提起され得るが、その答えは、こうした法則が、いくつかの複合的な理由の産物であるということであらねばならない。宗教上と道徳上の理由が、国家の利益と全く同じような法則を必要とするのも、このような法則が存在しないのであれば、国家間に法は存在できないからである。国際法をつくり、維持することに作用してきただけではなく、今でも作用しているあらゆる理由が、この問題の背景に存在するのである。

それから、第三に、条約には、その規定を実施するための裁判上の権威が無くても、条約における法的拘束力をどのように説明できるかという問題が提起され得るかもしれない。その答えは、条約の拘束力は、法的な威力ではあるが、国内法に基づく契約の拘束力と同じものではない。何となれば、国際法は、弱い法であって、その理由のために、国内法に比べると実効力が劣るのである。しかし、⁴⁾国際法は、それを実施することのできる国家以外の中核的な権威が存在しないと

いうことの結果として、法的性格を喪失するわけではないのと全く同様に、国際条約も、条約の規定を実施する裁判上の権威が存在しないからと云って、法的拘束力が欠如していることにはならないのである。

注(1) ホール・一〇七、イェリネック『国家条約の法の本質』三一頁、ニッポルト・一一。

(2) トリーペル『国際法と国内法』一八九九年刊八二頁。

(3) ブルンチュリ・四一〇。

(4) 五を参照のこと。

二 条約の当事国

- ヴァッテル・一五四〜一五六、二〇六〜二二二、
ホール・一〇八、ウエストレイク・第一卷二七九頁、
フィリモア・第二卷四八〜四九、ハレック・第一卷
二七五〜二七八頁、テイラー・三六一〜三六五、フ
イトン・二六五〜二六七、ブルンチュリ・四〇三
〜四〇九、ヘフター・八四〜八五、ウルマン・六三、
ボンフィス・八一八番、デスパグネ・四四七番、プ
ラディエールフォデレ・第二卷一〇五八〜一〇六八
番、リヴィエール・第二卷四五〜四八頁、カルボ
ー・第三卷一六一六〜一六一八、フィオレ・第二卷

九八四一〇〇〇番、マルテンス・第一卷一〇四、
ニッポルト・第一卷一〇四一―一二頁。

四九四 条約締結権

い、わゆる、条約締結権 (right of making treaty) は、用語の専門的な意味において国家の権利ではなく、主権に付随する単なる権能である。したがって、国家は主権国である限りにおいてのみ、条約締結権をもつのである。完全主権国家は、どのような目的を希望しようとも条約を締結する権能を全面的に有するので、あらゆる種類の条約に対する当事国になり得るが、しかしながら、不完全主権国家は、締結する権能に基づいてのみ、こうした条約の当事国になり得るのである。あらゆる不完全主権国家の、このような権能に関して、厳格な法則を書くことは不可能であつて、すべてが個々の特殊な事例に依存しているのである。したがつて、連邦制国家の憲法は、構成国の権能に関して、もし可能であれば、彼ら間で国際条約を締結するのと同様に、外国とも締結する権能に関する規定から成っているし、⁽¹⁾更にまた、宗主国と附庸国の間では、後者は、外国との条約関係に、どれ程、入り込む権能を有するかは、宗主国との個々の特別な関係に依存するのであり、普通には、附庸国は、鉄道、

犯罪人引渡、通商等の問題に関しては条約を締結することができる。

注(1) スイス憲法の第七条、第九条によると、スイス構成国は、彼ら構成国間で非政治的な条約を締結する権能を有するし、更に、警察、地方交通、国家経済のような問題に関して外国と条約を締結する権能もある。ドイツ帝國憲法の第一条によれば、ドイツ構成国は、憲法の第四条を順守して、帝國の権能には属さない問題のすべてに関して、条約を締結する権能を有している。他方で、アメリカ合衆國憲法の第一条一〇項によると、構成国は、彼ら自身の間でも外国のいづれとも、条約を締結する権能を有しないのである。

四九五 国家元首が行使する条約締結権

国家の条約締結権は、元首自身によるか、元首によつて任命される代表委員によるかのどちらかであるが、とにかく、国家元首により行使される。一八一四年のバリでの神聖同盟は、オーストリアとロシアの皇帝、それにプロシア国王が、自分自身で締結したし、一八五九年六月二四日に、オーストリア軍がソルフェリーノで敗北した時にも、オーストリアとフランスの皇帝とが、一八五九年七月一日にヴィラフランカで会見して、みづから講和を準備することに合意している。しかし、概して、国家元首が自分

自身で締結するのではなく、代表委員に委任してやらせるのである。こうした代表委員が、権限、または、全権 (Full power) として知られる辞令を文書で受け取るのであるが、

それが彼らに各々の国家元首の名において交渉することを委任することになるのである。彼らは、また、口頭か文書か、或るいは、公然の、ないしは、秘密の訓令をも受け取るのであるが、しかし、概して、彼らは、最終的には条約を締結することはしないのである。何故ならば、こうした代表委員によって締結された条約は、すべて、原則として批准されるまでは効力が無いからである。⁽¹⁾ もし、彼らが、彼らの権限を越えたり、訓令に反して行動したりして条約を締結することになれば、その条約は、真正な条約ではないし、彼らが代表する国家を拘束しないのである。このような種類の条約は、約定 (sponsio, sponsiones) と呼ばれるが、sponsiones は、

真正な条約になり得るし、国家に対して、その承認を通して拘束するようになり得るものである。しかし、今日では、真正な条約と約定 (sponsiones) との間の違いは、昔ほど重要ではなくっており、昔は、条約の効力に対して批准の必要性を支持することは、慣行として、まだ一般的ではなかった

のである。今日、もし、代表委員が越権行為をするのであれば、彼らの国家は、その約定の批准を簡単に拒むことができる。

注(1) 五一〇を参照のこと。

四九六 条約締結権を行使する重要なでない職員 何らかの非政治的な目的で

重要性が少ない場合に、或る種の重要なでない職員が、彼らの国の条約締結権を行使する資格があるとして認められるが、このような職員には、彼らの職務や職責によって、或る種の協定を、批准の必要も無く締結する権能が、事実上、存在するのであって、例えば、戦時に、陸海軍の指揮をとる将校が、休戦、要塞の引渡、捕虜の交換等に関する協定を結ぶことが可能である。しかし、この種の条約は、これらの職員が、彼らの権限を逸脱していない場合にのみ効力があるということが強調されねばならない。

四九七 憲法上の制約 国家元首こそ、正式に国際法に基づき条約締結権を行使する機関であるけれども、この権限を行使するについて、元首に課せられる憲法上の制約は、国際法にとって、やはり重要である。国家元首により、また、元首から委任される代表委員によって締結され、憲法上の制約

を侵害するような条約は、真正な条約ではないし、当該国家を拘束することにはならない。何故ならば、代表委員は、その条約の締結において彼らの権限を逸脱しているからである。⁽¹⁾ こうした憲法上の制約は、イギリスでは、その重要性は大きくはないが、⁽²⁾多くの国の憲法の中では目立った役割りを果たしているのである。したがって、フランス憲法によれば、大統領が条約締結権を行使するが、しかし、講和条約やその他の通商・財政等の問題に係わる条約については、フランス議会の協力が無ければ効力が生じないのである。更に、ドイツ帝国憲法の第一条、第四条、それに第一条によれば、皇帝が条約締結権を行使するが、しかし、国境・通商・その他の数種の問題に関する条約については、連邦参議院 (Bundesrath) とドイツ国会 (Reichstag) との協力が無ければ無効なのである。⁽³⁾

注(1) あらゆる問題が、ニッポルトにより非常に鮮明に検討されている。第一卷一二七―一六四頁。

(2) アンソン (Anson) 『法と憲法上の慣行』 (The Law and Custom of the Constitution) 第二卷 (第二版) 二九七―三〇〇頁参照のこと。

(3) アメリカ合衆国憲法の第二条二項によれば、大統領

は、上院の同意がある場合にのみ条約を締結することができる。

四九八 締約国相互の同意 条約は協約 (convention)

であるので、当事国の相互の同意が必要である。したがって、一つの当事国によって行われた単なる提案が、他方の国によって受け入れられないのであれば、それは提案国を拘束しない。また、一方的な申込み (solicitation) で、それが行われた相手の当事国によって受け入れられてはいない単なる約束である場合も効力が無い。最後に、いわゆる、未承諾提案 (punctationes) も、将来の条約項目についての単なる交渉で、その条約を締結する義務が当事国には無い場合も拘束力は無い。しかし、このような未承諾提案を、予備的な条約、ないし、いわゆる、条約締結協約 (pactum de contrahendo) と混同してはならない。予備的条約は、或る重要な点に関しては当事国の相互の同意が必要であるが、それ以外の点については、後で締結される決定的な条約で解決されれば良しとするものである。このような予備的条約は真正な条約であり、したがって当事国を拘束する。条約締結協約も同様に当事国相互の同意が必要であり、それは、将来の条約に編

入されるべき或る種の問題点についての協定であるので、当事国を拘束するのである。未承諾提案と条約締結協約の相違は、後者が、各々の問題点を条約により解決することを当事国の義務と規定するのに対して、前者は、それを規定しないことである。

四九九 代表委員の同意の判断の自由

条約は、真の同意が無ければ拘束力を欠くことになるので、締約当事国の側には判断の絶対的自由が必要とされる。しかしながら、戦争における敗北とか強国の弱国に対する威嚇というような急迫な困窮の状況は、国際法上の法則に基づいて、条約項目に同意する当事国の判断の自由を排除するものとしては見なされないのである。

“判断の自由”という表現は、締約国の代表委員にのみ適用されるのであり、条約に同意する場合に、干渉されてはならないとか、他の原因によって除外されたりしてはならないというのが、彼らの判断の自由である。当事国の代表に対して行使される脅迫を通して締結される条約や、迷惘したり、錯乱した代表によって締結される条約は、そうした代表側の当事国を拘束することにはならない。しかし、事情により屈辱的な項目を含んだ条約の締結を強制された国家が、その後、

その当時には判断の自由が妨害されたということを理由にしても、そうした条約上の義務を払拭する権利は無い。このことは強調しておく必要がある。何故なら、実際に同じような義務放棄の事例が絶えず起こっているからである。勿論、国家は、このような義務の払拭の場合に、政治上の必要性により自己を正当化することを主張し得るが、しかし、それは、このような行為が法の違反であるという事実を変えることにはならないのである。

五〇〇 締約当事国の誤解と失錯

条約は、当事国の真正な同意をもって締結されるけれども、それにも拘わらず、もし、その同意が、過失によって与えられた同意であったり、或るいは他方の締約当事国の不正手段によって作られた誤解のもとでの同意であったりした場合には、それは拘束力をもたない。例えば、もし、国境条約が、不正な地図や、当事国の一方に欺瞞的に改ざんされた地図に基づいていた場合、そうした条約には、決して拘束力が無い。このような場合、判断の自由はあるけれども、同意が条約を無効にしてしまう状況で与えられているのである。

三 条約の客体

ヴァッテル・第二卷一六〇〜一六二・一六六、ホル・一〇八、フィリモア・第二卷五一、ウォーカ
ー・三〇、ブルンチュリ・四一〇〜四一六、ヘフタ
ー・八三、ウルマン・六七、ボンフィス・八一九番、
デスパグネ・四五四番、プラディエールフォデレ・
第二卷一〇八〇〜一〇八三番、リヴィエール・第二
卷五七〜六三頁、フィオレ・第二卷一〇〇〜一〇
〇四番、マルテンス・第一卷一一〇、イエリネック
『国家条約の法の本質』(Die rechtliche Natur der
Staatenverträge) 五九〜六〇頁、ニッポルト・第
一卷一八一〜一九〇頁。

五〇一 条約の一般的客体 条約の客体は、すべての当事
国間の相互か、一か国だけの片務的な場合のいずれにせよ、
常に義務である。一般的に言えば、条約の客体は、国家にと
っての一切の利害問題に関する義務であるはずで、国家相互
の通交のための法は**国際法**以外には存在しない以上、どんな
条約にしても、彼ら間のすべての協定は、何らかの義務に関
係するものである。しかしながら、**国際法**は、若干の義務が
条約の客体になることを禁止しているので、そのため、この

種の義務を包含するような条約は、もともと無効である。⁽¹⁾

注(1) こうした条約が根原から (ab origine) 無効だとい
うことを、当初は有効であったような条約が、その後、
さまざまな理由で無効になったような場合の条約の無効
と混同してはならない。(五四一〜五四四参照のこと。)

五〇二 締約国の義務だけが客体になり得る 締約当事国以外の国家によつ
て履行される義務は、条約の客体にはなり得ない。このよう
な義務を規定する条約は無効となろう。しかし、これと、或
る種の行為を履行するように他の国に対して影響力を及ぼす
ために締約当事国の一つによって約束される義務とを混同し
てはならない。このような規定を備えた条約の客体は、締約
当事国の一つの国の義務であり、したがって、条約は有効で
あり拘束力がある。

五〇三 他の義務と矛盾する義務は客体になり得ない 或る国が以前に別の国と
締結した条約とは矛盾しているような義務は、第三国との条
約の客体にはなり得ない。したがって、一八七八年に、露土
戦争の後にサン・ステファノ講和の予備条約が締結された
きに、それが、一八五六年のパリ条約と一八七一年のロンド
ン協約に矛盾していたため、イギリスが抗議し、⁽¹⁾ 大国がベル

リン会議を開催して、相互の同意により問題を調整した。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二巻二五七頁参照のこと。

五〇四 義務は物理的に可能であること 物理的に不可能なことを履行す

る義務は、条約の客体にはなり得ない。もし、偶然、或る国が、その種の義務を規定する協約に加入した場合、その義務の不履行による損害を請求する権利が、他の当事国に生じることがないし、そのような条約は、そもそも法的に無効なのである。

注(1) 五四二を参照のこと。

五〇五 不道徳な義務 不道徳な義務は、国際条約の客体になり得ないということは、慣習的に承認された国政法上の法則である。したがって、挑発も無しに第三国を攻撃するための同盟は、初めから拘束力が無い。過去において不道徳な義務を規定する多くの条約が締結され、実行されたということは、否定はできないが、しかし、そのことが、このような条約が法的に締約当事国を拘束しないという事実を、変えることにはならないのである。しかしながら、何が不道徳かについての問題が、しばしば論議されるということを考慮にい

れておかなければならない。他の国から不道徳だとみなされる義務が、必ずしも締約当事国にとって不道徳だと思われるわけではないし、それに、その論争を決定する裁判所が無いのである。

五〇六 不法な義務 普遍的に承認された国際法の原則と矛盾する義務は、条約の客体とはなり得ないということが、国際法上の一致して承認された慣行的法則である。例えば、もし、或る国が、他の国と、後者が公海の或る一定の部分を占有するとか、或るいは、また、後者が公海で海賊行為を犯すために船舶を自由に使用するという場合には干渉しないという条約を結んだとすれば、このような条約は無効となる。何故ならば、公海上のいかなる部分も占有され得ないということと、また、公海上の海賊行為の遂行を自国の船舶に禁止するのが、あらゆる国の義務だということが、国際法の原則だからである。

四 条約の形式と部分

グロチウス・第二巻C・一五・五、ヴァッテル・第二巻一五三、ホール・一〇九、ウエストレイク・第一巻二七九、二八一頁、フィートン・二五三、ブ

ルンチュリ・四一七〜四二七、ハートマン・四六
〜四七、ヘフター・八七〜九一、ウルマン・六八、
ボンフィス・八二一〜八二三番、プラディエルフ
オデレ・第二卷一〇八四〜一〇九九番、リヴィエー
ル・第二卷六四〜六八頁、フィオレ・第二卷一〇〇
四〜一〇〇六番、マルテンス・第一卷一一二、イエ
リネット『国家条約の法の本質』五六頁、ニッポ
ル・第一卷C・一七八〜一八一頁。

五〇七 条約に必要不可
欠の形式は無い 国際法は、条約についての必要

不可欠の形式を規定する法則をもたない。したがって、条約は、当事国の合意が、はっきりわかるようになると直ぐに締結されるのである。このような合意は、常に明示的に与えられる。何故ならば、条約は黙示の合意によっては締結されないからである。しかし、同意が、文書でなされるか、口頭か、或るいは表徴^{シシボル}によって行われるかは、問題ではない。したがって、戦時には、白旗の展示は、或る種の交渉のための短期休戦についての同意の申込みを表徴するし、更には、相手側が同様の表徴の展示を通して、その申込みを受入れることは、一切の文書にされた条約と同じ拘束力をもつ協約を制

定することになるのである。また、例えば、一六九七年にピローでロシアのピーター大帝とブランテンブルクの選帝侯フリードリヒ三世との間で締結され、口頭で保証された同盟についての口頭条約のことを歴史が物語っている。⁽¹⁾更にまた、条約は、時々、二国の外務大臣間の外交覚え書の交換を通して締結されることがあるし、或るいは、二国の国家元首間⁽²⁾の個人的な私信の交換を通して締結される場合がある。しかしながら、常識として、条約は、常に締約国の十分に権限をもった代表委員により署名される文書⁽²⁾になった証書の形式をとるのが普通である。

注(1) マルテンス・第一卷一一二を参照のこと。

(2) 私の知る限り、今日、条約として文書にされた同意こそが有効であると主張する唯一の著者は、ブルメリンク (Bulmerincq)・五六である。しかし、すべての重要な条約は、当然に文書にして締結されるけれども、戦時に、口頭か表徴を通してのいずれを問わず、軍隊間で締結される協定の実例を見ると、文書形式が必ずしも絶対的に必要と言うわけではないことを、それは証明している。

五〇八 決議・協約・宣言 文書にされた同意の形式をとる国際協定は、条約の他に、時には決議 (act) と名付けら

れたり、また、時には協約 (convention) とか宣言 (declaration)⁽¹⁾ と名付けられたりする。しかし、それらの間に本質的な違いがあるわけではないし、どのような名称であれ、締約当事国に対する拘束力は同じである。だから、ジュネーブ協約、パリ宣言、ウィーン会議最終決議は、条約という名称のもとで運用される一切の同意と同じ拘束力をもつのである。

注(1) 四八七を参照のこと。

五〇九 条約の部分 国際法は条約の形式に関して規定が無いので、文書になった条約の部分についての同意に関する法則は存在しない。しかし、次のような順序は常に観察される。まず第一の部分に、いわゆる、序文があり、締約国の元首の名前とか、十分な権限をもった代表委員の名前、それに条約締結の動機などを包含している。第二の部分は、多くの条文の中でも主要な規定から構成されており、第三の部分は、その条約の継続期間、批准、それに第三国の加入等々に関する種々雑多の規定から成っている。そして最後の部分は、代表委員の署名を含んでいる。しかし、この順序は、決して必然的なものではない。例えば、時々、条約自身が、締約国の

同意した規定そのものを含んでおらず、そのような規定が、条約の付属文書に置かれる場合がある。それにまた、条約が特別追加された部分に秘密の規定を含んでいて、規定の大部分と共に、それが公表されない場合もあるのである。⁽¹⁾

注(1) この問題は、プラディエルフォデレ・第二卷一〇

八六〜一〇九六で、きわめて詳細に扱われている。

五 条約の批准

グロチウス・第二卷C・一一・一二、プッフエン
ドルフ・第三卷C・九・二、ヴァッテル・第二卷一
五六、ホール・一一〇、ウエストレイク・第一卷二
七九〜二八〇頁、ローレンス・一五二、フィリモ
ア・第二卷五二、トウイス・第一卷二一四、ハレッ
ク・第一卷二七六〜二七七頁、テイラー・三六四
〜三六七、ウォーカー・三〇、ウォートン・第二卷
一三一〜一三一A、フィートン・二五六〜二六三、
ブルンチュリ・四二〇〜四二二、ヘフター・八七、
ホルツェンドルフ・第三卷一五〜一八頁、ウルマ
ン・六六、ボンフィス・八二四〜八三一番、プラデ
イエルフォデレ・第二卷一一〇〇〜一一一九番、

リヴィエール・第二卷五〇、カルポー・第三卷一六二七〜一六三六、フィオレ・第二卷九九四番、マルテンス・第一卷一〇五〜一〇八、ウィックフォール(Wicquefort)『大使とその職務』(L'Ambassadeur et ses fonctions) 一六八〇年刊・第二卷一五節、イェリネック『国家条約の法的本質』五三〜五六頁、ニッポルト・第一卷C一二三〜一二五頁、ヴェグマン(Wegman)『国家条約の批准』(Die Ratifikation von Staatsverträgen) 一八九二年刊。

五一〇 批准の概念と機能 批准とは、当事国により、その代表委員によって締結される国際条約に対して与えられる最終的確認のための用語である。条約は、相互の同意が、十分に権限のある代表委員の行為から明白になると直ちに締結されるけれども、その拘束力は、通常、批准が与えられるまで留保されている。したがって批准の機能は、条約に拘束力をもたせることであり、もし、批准が拒否されるのであれば、その条約は、存立の根拠を失うのである。批准が与えられない限り、条約は、締結されていても、完全ではない。多くの著者⁽¹⁾が主張しているのだが、条約は批准なくしては拘束力も

無いので、相互の合意を真に包含し、条約を真に締結するのは批准である。そして、彼らが主張するのには、批准の前は、条約は締結されているのではなくて、条約を締結する単なる相互的提案の合意があるだけであると。しかし、この見解は、真正なる事実と一致するものではない。⁽²⁾ と言うのは、代表委員は、彼らの署名により条約を締結する権限を授けられ、そのつもりでいるからである。締約国は、条約は相互の合意が、はっきりと明白になるとすぐに締結されるという立場を常にとるし、彼らは、常に、代表委員により与えられる合意と、その後と与えられるべき彼ら側の批准との区別をしているので、彼らは、決して両者を混同したり、彼らの同意を彼らの批准と考えたりするような夢想は決してしないものである。条約が部分的に批准され得ないのも、その理由のためであり、条約の変更(alteration)が批准行為によっては不可能であり、条約が実施により黙示的に批准され得たり、条約が常に、その代表委員により正当に署名された日から始まるのであって批准の日からは始まらないこと、批准を必要とするような条約と必要としない条約の間に本質的な違いは無いということなど、すべて以上の理由からである。

注(1) 例えば、ウルマン・六六、イエリネック・五五頁、

ニッポルト・一三三頁、ヴェグマン・一一頁を参照のこと。

(2) その問題は、リヴィエール・第二卷七四―七六頁で、非常に見事に検討されている。

五一 批准制度の理論的根拠

批准制度の理論的根拠は、代表委員による条約の締結が、それを批准することにより各々の国家から与えられる確認とは区別されるという事実に対する、もう一つ別の議論である。その理由は、国家が、一つ一つの規定ではなく、むしろ、彼らの利害に対する条約全体の効果を再審理する機会をもちたいということであるが、こうした利害には、様々の種類のものがあり得る。それらは、代表委員による条約の署名後、すぐにも変化を経験するかもしれないし、それらは、世論には、政府が思うのとは別の視点で捉えられるかもしれないし、そうであれば、後者は、その問題を考えなおしたいと思うようになる。もう一つの理由は、多くの重要な問題についての条約は、たいていの国の憲法によって、議会の何らかの種類同意が無ければ有効ではないということである。したがって、政府は、議会が承認を拒む場合には、条約を撤回する機会をつくらねばならないのである。

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

この二つの理由により、批准制度が、国際法にとって必要不可欠になってきたし、今でも、そうなっているのである。

五一二 批准は正規には必要だが、絶対的なものではない。しかし、批准は、原則的には必要不可欠ではあるけれども、必ずしも常に、なくてはならないというものではない。条約が、正規には批准を必要とするということは、今や国際法上の普遍的に承認された慣行であるけれども、たとえもし、批准が明白に規定されていなかったのであれば、その法則には例外があり得るのである。と言うのは、国家の条約作成権を行使する権限を、事実上、職務として或る限られた範囲内でもっている国の職員⁽¹⁾たちによって締結される条約というものは、批准を必要としないというよりも、むしろ、各々の職員たちが、その権限を逸脱していないのであれば、条約は、締結された時点で、ただちに拘束力をもっているからである。更に、国家元首みずからによって締結される条約は、もし、それらが、国家元首に憲法上の制約⁽²⁾が課せられるような問題に関係していないのであれば、批准を必要としないのである。それに最後として、締約当事国が、条約を迅速に履行するために、批准を必要とせずとも、ただちに拘束力をもたねばならないことを明示的に

規定するということも起こり得るのである。例えば、一八四〇年七月一五日の、イギリス、オーストリア、ロシア、プロシア、トルコ間の、トルコ・エジプト紛争の調停に関するロンドン条約には秘密議定書⁽³⁾が付けられており、当事国の各代表委員により署名されたが、それによれば、その条約は、批准されなくとも、ただちに実施されることになっていた。と言うのは、大国は、メヘメット・アリ(一七六九—一八四九年。エジプト太守。ナポレオンの侵略に抗戦。)が勝利を得たために、その紛争をできる限り早期に解決しようとして躍起になっていたからである。しかし、批准の放棄は、もし、そうした放棄をする十分な権限を認められる代表委員によって行われている場合にのみ有効であるというところが、強調されねばならない。もし、代表委員が、批准を除外する特別の権能賦与を受けていないのであれば、その場合には、彼らが代表する国家に対して、放棄は拘束力をもたないものである。

注(1) 四九六を参照のこと。

(2) 四九七を参照のこと。

(3) マルテンス・N・R・G・第一巻一六三頁を参照のこと。

五一三 批准の期限 批准が与えられねばならない期限とか、拒否されねばならない期限について、**国際法上の法則**は存在しない。もし、こうした期限が、条約そのものの中で締約当事国により特別に規定されていないのであれば、合理的な期限が相互的に承認されているものとして推定されなければならないし、疑い無く、批准の拒否は、批准が行われねばならない時間の経過から推定されるにちがいない。しかしながら、たいていの場合、批准を必要としている条約は、今日では、批准の留保や、批准が行われねばならない期限を、同時に規定する条項を含んでいるものである。

五一四 批准の拒否 批准は、正当な理由に基づいたり、自由裁量に基づいて、拒絶できるものかどうか、今や注目を必要とする問題である。以前には、批准は、代表委員が彼らの権限を逸脱していなかったり、彼らの秘密の訓令を侵害していなかったりする場合に、拒絶できないと主張されたものであるが、しかし、今日では、国家は、いかなる場合でも法的に批准を拒絶してはならないと主張する**国際法学者**は、おそらく存在しないであろう。しかし、多くの者が、国家は、正当な理由の場合を除いて、原則として、批准を拒否するこ

とは、道徳的にしてはならないと主張しているのであるが、しかしながら、私には、法的義務に対比した、こうした道徳的義務の価値が、どうもわからない。誰もが同意する事實は、**国際法**が、どんな場合でも締約当事国に批准の義務をして課してはならないということである。批准を拒否する国には、常に、

それ自身には正当と思えるような行動の指針に対する理由があるのだが、それが他の国の眼には不当に見えるかもしれないのである。実際、批准は、自由裁量で行われたり、留保されたりするのであるが、しかし、勿論、大多数の場合には、批准は決して拒否されないものである。条約の批准を、しばしば、拒否したり、明きらかな気まぐれで拒否する国は、国際交渉における信用を全く喪失するものであるし、すぐにも、その因果を痛感することになる。他方で、批准の拒否の当・不当の理由に関する厳格な法則を規定することも不可能である。問題になる利害は、きわめて様々であり、それに、国家に影響を及ぼすに違いない事態というものも非常に測り知れないので、国家のための問題か否かを決定するのは、あらゆる国の自由裁量に委ねられねばならないのである。重要な条約で批准されなかった多数の実例が見られるが、一九〇

〇年二月五日に署名されたニカラグア運河計画に関するアメリカ合衆国とイギリス間のヘイ・パウンسفオート条約は、合衆国上院で修正の上で批准されたが、これは批准の拒否に相当するものであった。

注(1) グロチウス・第二卷C・一一・一二、バインケルス
フック『公法上の諸問題』(Quaestiones juris publici)
第二卷七、ウインクフォール(ここではWinquefortであるが、五章冒頭の参考文献紹介ではWiquefort)『大使』第二卷一五、ヴァッテル・第二卷一五六、G・F・フォン・マルテンス・四八を参照のこと。

(2) この点については、ヴェグマン(Wegmann)の『**国際法の慣習法則**では批准は正規には拒絶され得ないということを承認しなければならないという主張があるが(三二頁)、やはり上記のように主張しておかねばならない。

五一五 批准の形式 批准に必要な不可欠な形式について規定する国際法上の法則は存在しない。したがって、批准は、明示的と同様、黙示的にも与えられ得る。黙示の批准は、国家が条約を明示的に批准することなく実施を始めるという場合に行われる。更に、批准が、口頭で、或るいは、また、文書で行われることもあり得るけれども、私は、批准が口頭

で行われた事例については知らないのである。と言うのは、関係する国家元首と外務大臣が揃って署名した証書の形をとるのが、通常の批准だからである。そして、協約の当事国と同じ数の証書が起草されて、その当事国間で、これらの証書が交換されるのが普通である。時々、条約全体が、批准証書の中で逐語的 (verbatim) に詳説されるが、時には、名称だけとか、前文、条約の日付、署名代表委員の名前が、例証として引き合いに出されている。批准は、既に存在する条約についてのみの必要不可欠の確認であるので、批准証書における本質的な必要條件は、それが明白、かつ、まぎれも無く、批准される条約について言及することだけである。したがって、名称の引用とか前文、日付、代表委員の名前の引用が、その必要條件を全く十分に充足させるのであって、それだけに、私としては、条約の全文が逐語的に詳解されるべきだと主張する著者たちには、賛同できないのである。

五一六 批准は誰により行われるか

批准は、国家の条約作成権を行使する機関によって行われる。これらの機関は、普通では国家元首であるが、彼らは、若干の国の国内法によれば、他の代表委員に地球のなんらかの地域についての批准権を委任する

ことができる。例えば、インドの総督は、大英帝国の国王とインド皇帝の名において、アジアの或る種の君主との条約を批准することを授權されていたし、トルキスタンの総督も、ロシア皇帝に対して同じ権限を有していた。

国家元首が条約を批准する場合に、憲法上の必要要件が事前に充足されていないとき、例えば、条約が当該国家の議会から必要な承認を受けていない場合には、そうした批准が有効か無効かという問題が発生してくる。多くの著者が、そうした場合でも、このような批准は有効であると主張しているのであるが、しかし、この見解は正鵠を得ていない。何となれば、このような場合には国家元首は越権行為をしており、したがって、当該国家としては、その条約により拘束される⁽²⁾と考えることができないのは、明白なことだからである。一八三一年の合衆国とフランス間の紛争が、このような批准が有効であるという見解を支持するために、しばしば引用されるが、決して適切な事例ではない。事実は、合衆国が、条約に規定された賠償金の支払いを主張したが、その条約はフランス議会からの必要な承認を受けずにフランス国王が批准していたにも拘わらず、合衆国は、その批准が有効であると

は主張せずに、賠償の支払いを請求し、フランス政府も、そうした賠償金は合衆国に支払われるべきだと認めていたというものである。⁽³⁾

注(1) 例えば、マルテンス・一〇七やリヴィエール・第二卷一八五頁を参照のこと。

(2) 四九七とニッポルト・一四七頁を参照のこと。

(3) ウォートン・第二卷一三一A・二〇頁を参照のこと。

五一七 批准は部分的、かつ、条件付きではない 批准は、批准するか、拒

絶するかのみならず、条件付きや部分的な批准は、あり得ないということが、既に締結された条約についての必要不可欠な確認という批准の本質から、当然に出てくる。時たま、国家が、条約を批准する場合に、それを修正しようとするが、しかし、条件付き批准⁽¹⁾では少しも批准にはならず、むしろ、それが批准の拒否に相当するということは否定できないであろう。たとえ、このような修正に関して他方の締約当事国と新たな交渉に入ることを妨げるものが何もない場合であっても、そうした交渉は新条約のための交渉になり、前の条約は、その条件付きの批准でもって無効になってしまうということが強調されねばならない。他方で、こう

した当事国には、新たな交渉に入る義務は存在しないのである。そこにあるのは、条件付き批准が批准の拒否と同一であり、それにより、その条約は水泡に帰するという事実である。したがって例えば、アメリカ合衆国の上院が、一九〇〇年二月二〇日に、ニカラグア運河に関するハイパウンズフォート条約の批准に際して、限定的修正を受け入れたときに、イギリス側は、その修正を受け入れず、その条約は批准されなかったものと見なしたのであった。

注(1) 海戦に関するジュネーブ協定の採択のため、一八九九年のハーグ協定の第一〇条に *excln* という用語を挿入することによる規定の除外は、部分的批准の例として考えられてはならない。事実は、署名国が、批准を行う前に、第一〇条は除外されるべきことに同意しており、したがって、この同意は、一つの点に関して、その署名された協定を変更したことになったし、そうして変更された、その協定は、その時に批准されたことになったのである。

五一八 批准の効果 批准の効果とは、その条約の拘束力のことである。そこで、批准の効果は、遡及するかどうかという問題が生じてくるが、条約は代表委員により滞り無く署名される日付けから拘束力をもつものと思われる。この問題

に關して、國際法學者の間に見解の不一致が存在しているのであるが、あらゆる重要な事例において、條約みずからが、効力を生ずべき日付けを規定しているので、問題は、主に非實際的な關心によるものである。批准が條約に拘束力を与えないという事實は、批准が規則的には遡及するものではないということを示唆しているように見える。しかしながら、勿論、その反対のことが、まさに條約の中で明示的に想定されている場合や、更に、條約が、必要な批准を待つこと無く、ただちに施行されるような規定を含んでいる場合には、そうではない。いずれにしても、批准は、條約に、もし、当初の同意が間違いや錯覚のために与えられたのではなかった場合にはのみ、拘束力を生じさせるのである。⁽¹⁾しかしながら、もし、批准国が、こうした間違いや錯覚を發見したにも拘わらず、その條約を批准するのであれば、そうした批准は、條約に拘束力を生じさせることになる。それに、批准国が、自国の代表委員が、條約を締結する際に越權を行ったことがわかっていながら、その條約に与えた批准に關しては、同様に有効なのである。

注(1) 五〇〇を参照のこと。

六 條約の效果

ホール・一一四、ローレンス・一五四、ハレック・第一卷二七九〜二八一頁、テイラー・三七〇〜三七三、ウォートン・第二卷一三七、フィートン・二六六、ブルンチュリ・四一五〜四一六、ハートマン・四九、ヘフター・九四、ボンフィス・八四五〜八四八番、デスパグネ・四五六〜四五七番、普拉ディエル・フォデレ・第二卷一一五〜一一五五番、リヴィエール・第二卷一一九〜一二二頁、カルボー・第三卷一六四三〜一六四八、フィオレ・第二卷一〇〇八〜一〇〇九番、マルテンス・第一卷六五と一一四、ニッポルト・第一卷C一五一〜一六〇頁。

五一九 締約当事国に対する條約の效果

條約により、その締約当事国は、まず第一に關係国になる。彼らに対する條約の效果は、彼らが、その規定により拘束されることであり、更に、條約を、そのあらゆる部分について実施しなければならないということである。その実施に關しては、條約の重要部分とそうでない部分の間に區別はなされ得ない。條約の一部が、いかに重要であり、いかに無意味なものであっても、誠実に施行され

ねばならない。と言うのも、条約の拘束力は、すべての部分と規定とを平等に網羅しているからである。

五二〇 当事国の国民に対する条約の効果

条約の拘束力は締約国だけに
関係するものであって、彼らの国民に
関係するのではないとい
うことが、強調されなくてはならない。
国際法は、専ら国
家間だけの法であるので、条約も
国家に対して効果をもち得るし、
国家だけを専ら拘束できるのである。
もし、条約が、
締約国の国民や裁判所、公務員等の
権利義務に関する規定を含むので
あれば、これらの国家は、国内法に
基づいて、国民や裁判所、公務員等
を拘束する国内法の規定を作るよう
な必要な手段を講じねばならない。
若干の国の国内法によれば、政府に
よって締結される条約の公布が、
この目的を充足しているのであるが、
他の国では、もっと違った手段が
必要で、例えば、各々の議会で特別
の法令が可決される、ということ
であるかもしれない。⁽²⁾

注(1) 二八九を参照のこと。

(2) (二〇〇〜二二五)で検討した
ような国際法と国内法の間の相違は、
国際条約が、締約当事国の公務員と
国民に対して直接の影響をもつか
否かで決定されねばならないとい
うことが根拠である。

五二一 政府の変更が条約に及ぼす効果

条約は締約国に対して拘束力を
もっているので、政府の変更、
または、当事国の一方の統治
形体の変更であっても、条約の
拘束力に対しては、少しも影
響が無いのである。したがって、
例えば、或る国と立憲政体とに
よって締結される同盟条約は、
内閣が変わったにしても、有効
のままである。それに、国家元
首は、彼の国により彼の前任者
の政府のもとで締結された条約
上の義務を回避することはでき
ない。たとえ、君主政体が共和
政体になったり、その逆の場合
でも、条約義務は、規則的には
同じままである。と言うのも、
こうした変更や改変は、たとえ、
それらが重要なものであっても、
その条約を締結した国家の法人
格は変わらないからである。し
かしながら、もし、条約の規定
が、本質的に或る一定形体の
統治を予想していた場合には、
そうした形体の変更は、そのよ
うな規定を無効にする。何故
ならば、その実施は不可能にな
るからである。⁽¹⁾

注(1) 五四二を参照のこと。

五二二 第三国に対する条約の効果

普通には条約は締約国だけに
関係する。よって、その条約の
当事国ではない第三国に対して
は、当然、権利も義務も条約
からは発生しない。しかし、
時々、

条約が第三国に、事実上、効果を及ぼす場合がある。このよ
うな効果は、条約が、第三国との以前からの条約上の権利に
低触する場合に、通常、産み出される。したがって、例えば、
今まで当事国によって認められてきた以上に有利な条件を認
める通商条約は、前から、いわゆる、最恵国条項 (most-
favoured-nation clause) を含む通商条約を締結している、
すべての第三国に効果が及ぶのである。

例外的な場合として、締約当事国のためだけではなく、第
三国のためにも、こうした権利を産み出す目的で特別に締結
されるような条約から、第三国が権利を取得できるか否かと
いう問題が生ずる。例えば、イギリスと合衆国間のヘイパ
ンスフォート条約は、建設されるパナマ運河は、イギリスと
合衆国だけが当事国ではあるが、すべての国の通商用の船舶、
および、軍艦に開放されるべきことを規定しているし、更に、
一八八一年九月一五日のブエノスアイレス国境条約の第五条
は、アルゼンチンとチリだけが当事国であるが、マゼラン海
峡を、すべての国の船舶に開放することを規定しているので
あるが、私は、この問題には否定的に答えなければならぬ
し、締約当事国が第三国の同意無しに、こうした条約を改正

する場合でも、後者が、関係国すべての一致した黙示的同意
により、当分の間、こうした権利を取得しないとしても、そ
の改正を妨げるものは全く無いものと信ずるのである。

七 条約実施の保障手段

- ヴァッテル・第二卷二三五〜二六一、ホール・一
一五、ローレンス・一五四、フィリモア・第二卷五
四〜六三A、ブルンチュリ・四二五〜四四一、ヘフ
ター・九六〜九九、ホルツェンドルフ・第三卷八五
〜九〇頁、ウルマン・七一、ボンフィス・八三八
〜八四四番、デスパグネ・四六〇〜四六一番、プラ
ディエル・フォデレ・第二卷一一五六〜一一六九番、
リヴィエール・第二卷九四〜九七頁、カルボー・第
三卷一六三八〜一六四二、フィオレ・第二卷一〇一
八〜一〇一九番、マルテンス・第一卷一一五、ニッ
ポルト・第一卷C・二二二〜二二七頁。

五二三 どんな手段が用いられているか

条約の実施を強制できる国際的
な制度は存在しないし、また、条約が、しばしば破棄されて
きたことを歴史が教示しているので、条約の実施を保障する
様々の手段が利用されている。こうした手段の中で最も重要

なものは、宣誓、人質、担保、領域の占領、保障である。しかし、こうした手段は、ほとんど廃れてきていて、条約義務に関して、すべての国が、今日では、昔よりも、良心的で誠実になっているという喜ばしい事実のために、最早、大きな重要性をもたないのである。

五二四 宣誓 宣誓 (oath) は、条約の実施を保障する非常に古くからの手段であるが、それは、古代や中世だけではなく、近代においても、絶えず使用されてきたのである。

と言うのは、一六世紀や一七世紀においても、すべての重要な条約は、依然として宣誓により保障されていたからである。一八世紀の間に、条約を宣誓によって保障する慣行が次第に消滅してしまっただが、その最後の例は、一七七七年のフランスとスイスの間の同盟条約で、それは、ソロットハーン(イスのベルン北方の街)の大聖堂の中で両当事国の宣誓により厳粛に確認されたのである。条約を保障するために宣誓を採用することは、絶対主義の時代には非常に価値のあることであって、その当時には、国家と君主の間を、ほとんど区別しないのが慣わしであった。ところが、一方における国際法の主体としての国家と、他方における国家の一時的な主要機関としての君

主との間で、区別が生ずれば生ずるほど、そうした宣誓は、ますます廃れてしまったわけである。と言うのも、宣誓は、それを行う個人にだけは威力を与えることができるが、それが行われる国家にとっては、そういうことは無いからである。

五二五 人質 人質 (hostage) は、宣誓と同様に、条約を保障する手段としては旧式なものであるが、しかし、少くとも普通の目的としては、⁽¹⁾やはり同様に廃れてしまったのである。その理由は、人質が実際には全く価値をもたないからである。人質によって保障された条約の最後の事例は、一七四八年のエクス・ラ・シャペル(ドイツ名はアーヘン)の講和であって、その時には、人質は、イギリスからフランスへ、後者に対しケイプ・ブレトン島(カナダのセント・ローレンス湾口にある島)の返還を保障するために送られるべく定められていた。送られた人質は、サセックス侯とキャスカート侯で、一七四九年七月までフランスに留まっていた。

注(1) 今日、戦時に行われる人質に関しては、第二巻二五八〜二五九を参照のこと。

五二六 担保 条約の実施を保障するために、締約当事国の一方が他方に対して動産を担保 (pledge) にすることは可

能である。例えば、ポーランドは、かつてプロシアに対して王冠の宝石を担保にしたと言われている⁽¹⁾。だが、今日では、動かせるものの担保は全く廃れてしまっているのであるが、復活する場合もあるかもしれない。

注(1) フィリモア・第二卷五五を参照のこと。

五二七 領域の占領 条約の実施を保証する手段として、皆や一地方州全体というような領域の占領 (occupation of territory) が、しばしば、条約に基づいて或る国家に払われべき多額のお金の支払いに関連して利用されてきているが、今日では、このような占領は、戦争賠償金の支払いを規定する講和条約との関連でのみ、手段として用いられる。例えば、一八七一年のヴェルサイユ予備講和条約は、ドイツが、フランスの或る地域を、五十億フランの戦争賠償金の最終支払いまで軍事占領を続ける権利をもつと規定していた。

五二八 保障 条約を保障する最善の手段であり、かつ、今でも一般的に用いられる手段が、その条約により直接に影響を受けない他の国の保障 (guarantee) である。こうした保障は、保障される条約にとっては、一種の受諾 (accession)⁽¹⁾ であり、それ自身が条約でもある——すなわち、終局

的に、保障国が締約当事国に、条約の実施を強要するために権限内のことを行う約束である⁽²⁾。条約の保障は、一般的な保障の一種にすぎず、それについては、五七四〜五七六で検討することになろう。

注(1) 五三二を参照のこと。

(2) ニッポルトは、現在、または、未来のすべての国際条約を保障するため、国家群の全構成国間で、普遍的保証条約が締結されるべきであると提議している(二六六頁)。しかし、私には、この善意による提案が、実行可能とは信じられない。

八 条約への第三国の加入

ホール・一一四、フィートン・二八八、ハートマン・五一、ヘフター・八八、ボンフィス・八三二〜八三四番、デスバグネ・四五七番、プラディエリ・フォデレ・第二卷一一二七〜一一五〇番、リヴィエール・第二卷八九〜九三頁、カルボー・第三卷一六二〜一六二六、フィオレ・第二卷一〇二五〜一〇三一番、マルテンス・第一卷一一一。

五二九 利害関係と加入は 普通、条約は、締約当事国間に独占的に権利と義務とを産み出すのだが、それにも拘わら

ず、第三国が、そうした条約に利害関係をもつことがあり得る。と言うのも、国家群の構成国の共通利益は、きわめて複雑に絡み合っているので、単一の構成国間の条約では、第三国が何らかの種類の利害関係をもたないようには締結され得ないのである。しかし、こうした利害関係は、全く重要ではないが、それを、条約への第三国の参加と混同してはならない。そうした参加は、五つの違った形体で起こり得る——すなわち、周旋 (good office)、仲介 (mediation)、干渉 (intervention)、受諾 (accession)、それに付従 (adhesion)⁽¹⁾ である。

注(1) 宗主国により締結される或る種の条約が、事実上、付庸国のために締結されているということは、こうした条約に後者を参加させることではない。或る国が、自国のために他の国に対し条約を結ぶように委任を与えたことによつて、その他国が条約の当事国になる場合、それをもつて条約への第三国の参加と言うのは、正確ではない。

五三〇 周旋と仲介 条約が、第三国の周旋による援助や仲介によつて締結されることがあるが、それは、こうした尽力が締約当事国によつて依頼されるか、或るいは、第三国に

より自発的に行われるかのいずれかである。しかしながら、こうした第三国は、周旋や仲介のいずれかを通して、その条約の真正な当事国に必ずしもなるのではないが、しかし、当事国になる場合もあり得る。非常に重要な条約のきわめて多数が、その存在を第三国の周旋や仲介に負っているが、周旋と仲介の相違については、第二巻九で検討することになろう。

五三一 干渉 条約交渉をする二国間に、第三国が専断的に介入して、或る種の規定の削除や挿入を要求するようなやり方でもつて、条約に参加することがあり得るが、このような干渉は、その干渉国を、必ずしも、その条約への真正な当事国にするのではない。このような干渉の実例として、一八七八年にサン・ステファノでロシアとトルコの間で締結された予備講和条約に対するイギリスによる抗議と、日本と中国間の下関講和条約⁽²⁾に対する一八九五年のロシア・ドイツ・フランスによる抗議とがある。

注(1) 一八四を参照のこと。

(2) R・G・第二巻四五七―四六三頁を参照のこと。干渉に関する詳細は、一三四―一三八で論及してあるし、更に第二巻五〇を参照のこと。

五三二 受諾 受諾には二種類がある。第一は、既存の条

約に第三国の正式な加入を受諾と名付けており、そのため、そのような国は、それによって生ずるあらゆる権利義務と共に、その条約の当事国になる。こうした受諾は、原締約当事国の同意をもつてのみ行うことができるし、また、受諾は、常に、それ自身が条約を構成することになる。非常にまれではあるが、締約当事国が、条約が或る一定の国の受諾に対して開放されるべきことを、はっきりと規定する場合もあり、更に、例えば、パリ宣言やジュネーブ協約のような、いわゆる立法条約 (law-making treaty) では、一様に当初から締約当事国ではないような国のすべてについて、受諾の選択の自由 (option) を規定している。

しかし、第二に、もう一つの種類の受諾もあり得るのである。と言うのは、国家は、他国間の条約に保障のために加入することがあり得るからである。⁽¹⁾ この種の受諾は、その加入国をも、その条約の当事国にするが、しかし、その加入国の権利義務は、他の当事国の権利義務とは違うのである。と言うのは、前者は、保障国であるにすぎないのに対して、後者は、その条約により直接に影響を受けるからである。

注(1) 五二八を参照のこと。

五三三 付従 第三国が、既存の条約に、その規定の一部にだけ関係したり、その条約に規定されている或る種の原則にのみ関係するという、そのいずれかで行われるような第三国の加入が、付従と名付けられている。受諾によっては、第三国は、条約の当事国になるが、その場合、受諾から生ずるすべての権利義務を伴うのに対して、付従によっては、第三国は、第三国が付従した条約の部分や原則に対してのみの当事国になるのである。しかし、受諾と付従の間の区別は、理論的に行われる区別であって、慣行は常に当てはまらないということが強調されねばならない。しばしば、条約が第三国の受諾について言及するが、それは実際には付従だけを意味していたり、その逆に受諾だけの場合もある。たとえば、陸戦の法規慣例に関するハーグ協約の第四条は、非署名国の将来の付従の可能性を規定しているが、それは受諾を意味しているのである。

九 条約の満期と解消

ヴァッテル・第二卷一九八〜二〇五、ホール・一
一六、ウェストレイク・第一卷二八四〜二八六、ロ

ーレンス・一五四、ハレック・第一卷二九三〜二九六頁、テイラー・三九四〜三九九、ウォートン・第二卷一三七A、フィートン・二七五、ブルンチュリ・四五〇〜四六一、ヘフター・九九、ウルマン・七三、ボンフィス・八五五〜八六〇番、デスパグネ・四六二〜四六五番、プラディエルフォデレ・第二卷一二〇〇〜一二一八番、リヴィエール・第二卷五五、カルボー・第三卷一六六二〜一六六八、フイオレ・第二卷一〇四七〜一〇五二番、マルテンス・第一卷一一七、イエリネック『国家条約の法的本質』六二〜六四頁、ニッポルト・第一卷C・二三五〜二四八頁、オリビ(Olivi)『国際条約の消滅』(Sull'estinzione dei trattati internazionali) 一八八三年刊。

五三四 条約の達成と対照的な満期と解消

条約の拘束力は四つの違った方法でもって終了する。何故なら、条約は、満期になるか、解消されるか、無効になるか、取り消されるかのいずれかになり得るからである。⁽¹⁾ 条約の満期(expiration)の根拠は、第一に、条約が締結されている期間の満了であり、第二に解

体的(resolutive)な状況の発生である。条約の解消(dis-solution)の根拠には三つある——すなわち、相互の同意、通告により撤回、事情の重大な変更である。無効と取り消し、それに満期と解消とは対照的に、条約の達成(fulfillment)では、その拘束力は終了しない。義務が達成された条約は、以前と同様に有効であるが、今や、それは歴史的関心だけのものである。

注(1) 条約の達成、満期、解消、無効、取り消しの間の本書で行なう区別は、私の知る限り、他では、どこにも、はっきりとは描かれてはいないのであるが、その区別は、かなり重要なものだと思われる。無効と取り消しは、五四〇〜五四四、そして五四五〜五四九で検討することになろう。

五三五 期間の満期による満了

或る一定の時間的期間だけ締結されているような条約は全部、そうした期間の満期で満了になるが、それは、それらが、また別の期間へと更新されたり、延長されたりしない限りである。こうした期間満了条約が頻繁に締結されるが、それらの満期についての通告は、特に規定がある場合を除いて必要要件ではない。

しかしながら、条約は、或る一定の期間だけに限って締結

され得るのであるが、条約が、そうした期間の経過後も、また別の期間についても有効であるという付加規定を伴う場合がある。もっとも、締約国の一方が満期時に通告してくれば別である。

五三六 解体的な条件による満了

期間の満了条約とは異なり、解体的な条件のもとで締結される条約があるが、それは、或る種の状況の発生をもって直ちに満了するという条件のもとにあることを意味しており、こうした状況が発生するや否や条約は満了するのである。

五三七 相互の同意

永久的に、或るいは、一定期間について締結された条約が、まだ満了になっていないにも拘わらず、締約当事国の相互の同意によって常に解消されることがあり得る。こうした相互の同意は、三つの異なる方法で明白にすることができる。

第一に、当事国は、条約が解消されるべきであることを、明示的、かつ、意図的に宣言することができる。また、第二として、彼らは、新しい条約を、前の条約における目的と同じ目的で、しかも、後者に一切の関係も無しに締結することができる。もっとも、二つの条約が相互に矛盾することにな

るが、こうした場合には、前に締結された条約が、相互の黙示的な同意により解消されたことになる。また、第三として、条約が締約当事国の一方だけに義務を課するような場合、他方の当事国は、その権利を放棄することができる。そして、この放棄による解消も、相互の同意による解消の場合である。それと云うのも、放棄の受諾が必要だからである。

五三八 通告による撤回

条約は、もし、それらが永久にわたって締結されているのでなければ、当事国の一方の通告後に、撤回によって解消されることもあり得るのである。このような撤回の可能性を多くの条約が明白に規定しているのであるが、それらは、概して、撤回のために与えられるべき通告の形式や時期に関しての詳細を含んでいる。しかし、他に、撤回の可能性を明示的に規定してはいないにも拘わらず、締約当事国の一方による通告後に解消され得る条約が存在する。永久であることを明示して締結したのではない条約とか、永続的な状況を設立することを、はっきりと意図してはいない条約のようなものが、すべて、この種類に属している。したがって、例えば、通商条約や、或る一定の期間だけのために締結されたのではない同盟条約などは、明示的な規定が無

くても、常に通告後に解消され得るのである。しかしながら、永続的な状況を設定する目的を明示したり、明白に意図して締結される条約や、更には、或る一定の期間のみのために締結される条約は、締約当事国の相互の同意により解消され得るものではあっても、正規には通告を必要としないものである。

すべての講和条約やすべての国境条約が、この種類に属していることが強調されなくてはならないが、講和条約が、締約国一方、ないし、双方が、前の戦争の疲弊した結果から回復するや否や、再び戦争を始めたために、永続的な状況を確立することがなかった無数の事例を記録していることも否定できないのである。しかし、このことは、そうした条約が通告を通して解消され得るとか、或るいは、少くとも**国際法**に関する限り、それらが永続的な状況を産み出すことを意図するものではないということの証明にはならないのである。

五三九 事情の重大な変更 前述したように、或る一定の期間について締結される条約や、永続的な状況を設立することを明白に意図していたり、その目的を明示的にして締結されているような条約は、当事国の一方の撤回によっては原則

的に解消され得ないけれども、この法則には一つの例外がある。と言うのは、重大な事情の変更が、通告され得ない条約に当事国が通告することを正当化するような種類のものになり得ることが、ほとんど普遍的に認められた事実だからである。国家群の構成国のすべての政府と同様に、非常に多数の国際法学者が、すべての条約は、*「時の経過した事情のもとで」* (この引用されて、*rebus sic stantibus*) という黙示の条件に基づいて締結されていることに同意しているのである。この条件が、相当の危険を孕むものであることは否定ができない。と言うのも、法の保護の背後に条約侵犯を隠蔽したり、恥ずべき不正を正義の外套でおおい隠す目的に乱用するということがあり得るし、それが実際に頻繁に行われているからである。しかし、こうしたことのすべてが、まさに条約は遵守されるべき (*pacta sunt servanda*) という法則と同様、この例外的な条件が、**国際法**にとっても、**国際通交**にとっても必要不可欠であるという事実を変えることはできない。例えば、或る国の存在や必須とする発達が、そうした国家の条約義務と不可避の抵触をしている場合に、後者は譲歩せざるを得ない。と言うのも、民族の発達や必要不可欠の要件に従っての

自己保存や発達が、あらゆる国の第一義的な義務だからである。国家は、こうした第一義的な義務の達成を妨げるような何らかの条約には同意しないであろう。条約に対する国家の同意は、こうした条約が、国家の存在や発展にとって危険にあふれていないという確信を前提にしており、しかも、もし、予見されない事情の変更により、条約に規定されている義務が、前述の国家の存在や必要な発達を危くする場合には、その条約は、本来、通告され得ないものであるにも拘わらず、通告されるべきものであるという条件を言外に意味するものである。

事情変更条項の危険は、「重大な事情の変更」(vital changes of circumstances)という用語の弾力的な意味の中に見い出される筈である。つまり、国家は、あらゆる特殊な場合に、通告され得ない条約の撤回を正当化するような重大な事情の変更であるのか、ないのかを、みずから判断しなければならぬからである。他方で、国家による事情変更条項の頻繁、かつ、不当な使用が、確かに国家間のすべての信頼を破壊することになるといふ事実によって、その危険が相殺されるわけである。

いずれにしても、あらゆる事情の変更が、国家が、その条項を利用することを決して正当化するものではないことが、一般に認められているのである。条約上の義務は、事情変更を通して、不快なものになり、厄介なものになり、重苦しいものになり得るが、それにも拘わらず、それらは履行されなければならぬということ、みんな合意しており、更に、政府の変更や、君主政体から共和国への変革、或るいは、その逆というような国家形体の変化でさえも、本質的に、それだけでは、通告され得ない性格の条約について、国家が通告することを正当化するものではないことについてやはり、みんな同意している。他方において、事情変更の条項が、多くの事例について、正当に利用され得ることも、みんな同意しているのであって、したがって、例えば、もし、或る国が、或る一定の期間に及ぶ同盟条約に加入して、そして、その同盟の満了前に事情変更が発生するとすれば、そうなれば、今や、その同盟は、締約当事国の一つの、まさに存在そのものを危ふくするのであって、事情変更の条項は、こうした当事国が、同盟条約について通告することを正当化することになるといふことで、みんな同意するようになるであろう。

その条項が正当に適用されたり、されなかつたりする場合について、かなりの不快が、勿論、常に残ることになるうが、

しかし、一九世紀の間、その条項の適用が、多くの場合について生じなかつたことは注目すべきである。そして、国家と世論は、事情変更条項が、国家に対し、条約義務から、みずからを解放する権利を与えてはならないが、他の条約当事国からの、条約上の拘束から解放されるための要求だけは与えられるべきだとする確信に達しているのである。独仏戦争の期間中の一八七〇年に、ロシアは、一八五六年のパリ条約の、

黒海の中立化と、その海域における軍艦に関してロシアに課せられた制限に関する規定の撤回を宣言したときに、イギリスが抗議したので、一八七一年にロンドンで会議が開催されることになった。一八七一年三月一三日に署名された条約によって、パリ条約の署名大国、——すなわち、オーストリア、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、トルコ——から構成されるこの会議は、ロシアの要望に応じて、黒海の中立化を廃止し、一八七一年一月一七日付けの議定書⁽¹⁾を採択したけれども、それは次のような宣言書であった。——

「締約当事国の友好的な理解による承諾の後に、各国が、条

約上の契約を解除させたり、規定を修正したりすることはできないのが、国際法の本質的な原則である。」

この宣言にも拘わらず、また、みずからも署名したのにも拘わらず、ロシアは、バトゥーム港(黒海に面した石油の大輸出港市)の自由を規定した一八七八年のベルリン条約の第五九条の撤回を通告したのである。⁽²⁾ベルリン条約の署名大国は、抗議をしたイギリスを除いては、黙示的に同意したようである。こうして、一八七一年のロンドン会議の宣言書の権威的な価値は、再び疑わしいものになったのである。

注(1) マルテンス・N・R・G・一八卷二七八頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯・第一四卷一七〇頁を参照のこと。

一〇 条約の失効

五三四の前に掲げた文献を参照のこと。

五四〇 失効の理由 条約が、期間満了でも、解消でもないにも拘わらず、それが無効になることにより拘束力を喪失する場合があります。⁽¹⁾しかも、このような失効 (voidance) には違った理由——すなわち、二つの締約当事国の消滅、

実施の不可能、履行による以外の別途に条約目的が実現すること、それに最後に、条約の中で関連づけられた目的の消滅があり得るのである。

注(1) しかし、こうした失効を条約の当初からの無効と混同してはならない。(五〇一を参照のこと。)

五四一 締約当事国の一方の消滅

二国間で締結されるすべての条約は、締約当事国の一方が消滅して、消滅国を継承する国に対して、それらの条約が任せられない限り、消滅によって無効になる。条約によっては継承国に任せられるということは、既に(八二)で説明してあるが、しかし、多数の条約が、そうなるてはいないのである。この理由により、同盟、保障、中立等の政治的条約は全部、無効になる。

五四二 実施不可能 締結後に実施が不可能になる条約は、それにより、すべて無効となる。度々引用される例は、同盟条約を締結した三国の内、その後、その締約当事国の二国間で戦争が勃発した場合であるが、このような場合には、三つ目の国にとっても、その条約を実施することは不可能であり、したがって、それは無効になるのである。⁽¹⁾ しかしながら、実施の不可能が一時的にすぎないかもしれないとき、その場合

には、その条約は無効ではなく、延期されるだけである。

注(1) 五二一を参照のこと。そこで言及している事例は、条約が或る一定の統治形体を前提にしており、このために、この統治形体が変更を受けた場合には、実施され得ないという事例である。

五四三 履行とは違う方法で条約目的が実現する場合

履行とは違った方法で目的が実現する条約は、すべて無効になる。例えば、第三国に或る一定の義務を引き受けさせる目的で、二国間で結ばれる条約は、もし、締約当事国の二国が、その問題に関して第三国と交渉する機会をもつ前に、その第三国のほうが、自発的に、その義務を引き受けることになれば、無効になる。

五四四 条約に関する目的の消滅

あらゆる条約上の義務が或る一定の目的に係属している場合、そうした目的の消滅により、そうした条約は、すべて無効となる。例えば、或る一定の島に關して締結される条約は、こうした島が自然の作用で消滅する場合には無効になるが、それは、第三国に關係する条約が、そうした国が他の国に吸収合併される場合も同様である。

一一 条約の取り消し

五三四の前に掲載した文献を参照のこと。

五四五 取り消しの根拠 条約は、満了になったのでもなく、解消されたのでもなく、無効になったのでもないにも拘わらず、取り消し(cancellation)により、その拘束力を喪失する。取り消しの原因には、四つある——すなわち、条約の締結後につくられる国際法との矛盾、締約当事国の一方による侵犯、その後の彼らの内の一方の地位の変化、それに戦争である。

五四六 その後の国際法との矛盾 不法な目的に関して締結された場

合、条約は拘束力をもたないのと同様に、条約が国際法の前進的な発展を通して後者と矛盾するようになる場合には、拘束力を喪失する。例えば、一八五六年のパリ宣言の署名国間での海賊行為(privatizing)の廃止を通して、これらの若干の諸国間で海賊行為を国際法上の認められた制度とすることに基づいていた条約は、すべて、事実上(ipso facto)、取り消された。しかし、その結果としての国内法は、既存の条約に対して影響力をもたないということが強調されねばならない。実際のところ、時々、その後の国内法が、国家にとって、その条約上の義務とそうした法律との間の抵触を産み出すのであるが、このような場合、こうした国は、これらの義

務からの解除を、他の締約当事国から取得するように尽力しなけれならぬ。

五四七 締約当事国の一方による侵犯 締約国の一方による条約の侵害

は、事実上、このような条約を取り消すことにはならないが、しかし、侵害を理由に、それを取り消すことは、他の当事国の自由裁量になる。この点に関して国際法の著者たちの間では、少数派が、条約の本質的な規定と非本質的な規定とを区別し、本質的な規定の侵害のみが、他方の当事国に対し、その条約を取り消す権利を産むものと主張している限りにおいて、全員一致が無いが、しかし、著者の大多数が、本質的なものを非本質的な規定と区別することは、必ずしも常にできるわけではないと主張し、条約の拘束力は本質的な規定と同様、非本質的なものも保護しており、たとえ本質性の最も少ない部分の条約の侵犯があれば、条約の取り消しを正当化するか否かを、みずからのため考えることが誠実な当事国である、ということを主張して、まさに、この区別に反対しているのである。しかしながら、条約の単に一部分とか、その程度の侵害があっても、条約が破棄されたと見なされるべきではない旨を条約に明記している事例は、様々である。それに、条

約の侵害を理由にして、その条約を取り消す権利は、その侵害が知られるようになった後の適切な時に行使されなくてはならないということが強調されるべきである。もし、このような権利を享有する国が、適切な時に、それを行使しない場合には、そうした権利は放棄されたと考えることが当然のこととされるにちがいない。ロシアが、バトゥーム港の自由化を規定していた一八七八年のベルリン条約の第五九条を撤回したときの、一八八八年のイギリスの抗議のような単なる抗議は、取り消しを構成するものでもないし、取り消し権の留保でもないのである。

五四八 締約当事国の一方の その後の地位の変化

条約を、事実上、取り消す原因が、締約当事国の一方が、その後他の国の属国に変化するような地位の変更にある場合がある。万事が各々の場合の利点次第であるので、こうした地位の変更が、どの時点で行われたと見なされなくてはならないかという問題の他に、このような変更により取り消される条約の種類に係する問題について、一般的な法則は規定できないのである。したがって、例えば、或る国が連邦制国家の構成国になる場合には、その同盟条約のすべてが、事実上、取り消されることは明ら

かである。と言うのは、連邦制国家においては、戦争を行う権利は連邦制国家にあり、単一の構成国にあるのではないからである。そして、同じことは、これまでの完全主権国家が、別の国の宗主権のもとに置かれるようになる場合に関しても根拠になるのである。他方で、かなり多数の条約が、国家の地位の変化にも拘わらず、その拘束力を保持しているのであるが、そうした条約のすべてが、すなわち、国家は、その主権を地位の変更を通しては喪失していないという問題に係わっているのである。例えば、もし、連邦制国家の憲法が、犯罪人引渡の問題は構成国の権能に完全に留まっていると規定しているのであれば、構成国が連邦制国家の構成国になる以前に第三国と締結した犯罪人引渡のすべての条約は、拘束力を維持しているわけである。

五四九 戦争 戦争が条約取り消しの一般的根拠になるということが、いまもって全く解決されていないのであるが、この点については、第二卷九九で詳述するつもりである。

一二 条約の更新・再確認・復活

ヴァッテル・第二卷一九九、ホール・一七七・テ
イラー・四〇〇、ハートマン・五一、ウルマン・七

三、ボンフィス・八五二―八五四番、プラディエル
―フォデレ・第二卷一一九―一二九九番、リヴィ
エール・第二卷一四三―一四六頁、カルポー・第三
卷一六三七、一六六六、一六六九、フィオレ・第二
卷一〇四八―一〇四九番。

五五〇 条約の更新 条約の更新 (renewal) とは、或る一定の期間だけに限定して結ばれた条約を、その期間満了以前において、延長するための用語である。更新は、新条約を通して行うことができるし、また、その場合に、古い条約を、本文全体か、或るいは一部分だけを更新することもできる。しかし、更新は、自動的にも行われ得るのであって、或る一定の期間を明示的に規定して締結される多くの条約は、締約当事国が通告を与えない場合であっても、別の期間へと更新されるものと見なされるのである。

五五一 再確認 前からある或る一定の条約で、現在でも効力があるし、また、効力が存続する条約で、その効力が疑わしくなっているか、疑わしくなり得ることについて、新条約で行われる明示の陳述に対する用語が、再確認 (reconfirmation) である。再確認は、条約の効力にとって障害と見

なされるような事情の変更の後に行われるもので、例えば、戦争の勃発によっても取り消されていないような条約に関して、戦争後に行なわれる。再確認は、前からある条約の全体に対して、或るいは部分だけについて行われるし、時には、新条約で旧条約を編入することを規定するという非常に確実な方法で行われる場合もある。こうした場合には、新条約の当事国で旧条約では当事国でなかった国も再確認をするのではなく、あくまでも、後者は、旧締約当事国のみに適用されるものである。

五五二 復活 期間満了や取り消しを通して拘束力を喪失した条約が、復活 (reintegration) によって拘束力を取り戻すことが可能である。条約は、新条約に正規に与えられる締約当事国相互の同意によって復活することになり、したがって、戦争の勃発で取り消された条約が、その条約の規定を変更することを締約当事国が望まないような条約は、すべて復活するというのが、講和条約の常である。

疑いの無いことであるが、復活は必ずしも条約によって行われるわけではなく、理論的に見ても、締約当事国にとり、期間満了になったか取り消された条約を、復活させる意図が

明らかに表示される一連の行為を通して、黙示的に復活させることが可能であると見なされねばならない。しかしながら、私は、こうした黙示的な復活の例を、生憎ながら知らないのである。

一三 条約の解釈

グロチウス・第二卷C・一六、ヴァッテル・第二卷三二二、ホール・一一一〜一二二、フィリモア・第二卷六四〜九五、ハレック・第一卷二九六〜三〇四、ティラー・三七三〜三九三、ウォーカー・三一、フィートン・二八七、ヘフター・九五、ウルマン・七二、ボンフィス・八三五〜八三七番、プラディエール・フォデレ・第二卷一一七〜一一八九番、リヴェール・第二卷一一二〜一二五頁、カルボー・第三卷一六四九〜一六六〇、フィオレ・第二卷一〇三二〜一〇四六番、マルテンス・第一卷一一六、ウエストレイク・第一卷二八二〜二八三頁。

五五三 真正な解釈と妥協的な条項

条約の解釈 (interpretation) に関して、国際法の慣習法則も協定法則も存在しないのである。グロチウスやその後の権威者たちは、一般的な解釈に関する

ローマ法上の法則を条約の解釈にも適用したが、概して、そうした解釈は、ローマ法上の法則に、共通の意味が豊富にある限りにおいては適正であるが、しかし、条約上の解釈は、まず第一義的に締約当事国間の合意の問題であるということである。もし、彼らが、或る一定の解釈を選択するのであれば、別の解釈には何の根拠も無いのである。ただ、不一致がある場合には、科学的理由に基づく解釈については審問を要請することができる。しかも、そうした科学的理由があっても、法学によって与えられる解釈以上にはなり得ないのである。解釈問題を解決する最善の手段は、当事国が折り合いがつかないのであれば、仲裁であり、任命された仲裁者が法学上の一般法則を適用することになる。さて、当事国自身によって行われる解釈に関して、彼らに可能な方法として二つの違った方法がある。つまり、非公式に、解釈に同意して、それに応じて、その条約を実施するか、或るいは、付加的な新条約をつくり、その中で旧条約の解釈について彼らを選択するような解釈を規定するかのいずれかが可能である。後者の場合、国内法上の法令により明示的に与えられる真正な解釈との類推により、“真正な” (authentic) 解釈と言われるが、

今日では、条約は、解釈に関する、いわゆる、「妥協的条項」(compromise clause)を含んでいる場合が非常に多くなっている。——すなわち、その条項とは、当事国が解釈の問題で合意しない場合には、その問題は仲裁によって解決されなくてはならないというものである。イタリアとスイスは、彼ら間の条約には、努めて、その条項を挿入するように尽力するのが通例になっている。

五五四 受け入れられる解釈の法則

誰もが解釈の適合性に同意するので、解釈について受け入れをよくする若干の法則について列挙しておくことが必要である。

(1)すべての条約は、厳密な意味とは対照的に、その合理性に基づいて解釈されなくてはならない。この法則を例証する卓越した好例は、数人の著者たちにより引用されているが、——一七一三年のユトレヒト講和条約は、イギリスのために第九条で、ダンキルク(Dunkirk)の港と要塞は破壊されるべきで、以後は再建されてはならないと規定していた。フランスは、この規定を承諾したが、しかし、同時にダンキルクから三マイル離れたマーディック(Mardyck)に、もっと大きな港の建設に着工した。イギリスは、フランスのそのよ

うな行為は、ユトレヒトの講和の厳密な意味ではないけれども、合理的な意味を侵害しているとの理由で抗議し、フランスは、結局、その解釈を承認し、新港の建設を中止した。

(2)条約に用いられる言葉は、もし、それらが、或る一定の専門的な意味か、或るいは、その他の意味で明示的に使用されていないのであれば、日常生活の中での言葉の通常の意味に従って解釈されなくてはならない。

(3)締約当事国が、条約の目的にとって何か合理的なことや、適切なこと、更には、**国際法上の一般に認められた原則や、**第三国に対する旧条約上の義務と矛盾しない何かを意図することは、当然のことであり、したがって、もし、規定の意味が曖昧であれば、不合理な意味よりも合理性のある意味のほうが、合理性の少ないものよりも多いほうが、条約の目的にとって適當ではない意味よりも適當な意味のほうが、国際法上の一般に認められた原則と矛盾する意味よりも矛盾しない意味のほうが、更に第三国に対する旧条約との義務と矛盾する意味よりも矛盾しない意味のほうが、選択されるべきである。

(4)「疑わしきは柔和に」(in dubio mitius)の原則が条約

の解釈の場合に適用されねばならない。したがって、規定の意味が曖昧であれば、その意味は、義務付けられる国にとって厄介でないものを、或るいは、当事国の属地的、属人的の支配権に抵触しないものを、当事国に対する一般的規制の少ないものを選ぶべきである。

(5) 同じ当事国間の旧条約、および、その当事国の一国と第三国との間の条約では、規定の意味を明確にすることについて、言及され得る。

(6) 一方における規定の明確な意味と、他方における条約の署名に先立つ交渉の段階で宣言される当事国の一方の意図との間の相違が、もし、あるとすれば、その決定は、特別の事例の功罪メリットに依存しなければならぬ。例えば、もし、単なる事務上の誤りを通して、或るいは、他の何らかの誤解によって、その相違が産み出されるとするならば、解釈は締約当事国の真の意図に従うことが必要である。⁽¹⁾

注(1) 条約の解釈についての全体的問題は、フィリモア・第二卷六四〇九五で実に関心すべき方法でもって論及されてゐる。

第三章 重要な条約グループ

一 重要な立法条約

五五五 一九世紀の所産・立法条約(1) (law-making treaty)

は、国際法というものが成立するようになってから締結されるようになってきているけれども、一九世紀までは、こうした立法条約は、世界的規模での重要なものとしては存在しなかつたのである。ミュンスターとオスナブリュックでの会議には、イギリスとロシアとポーランドを除く、当時、実在したすべてのヨーロッパ諸国が代表を派遣し、一六四三年のウエストファリアの講和では、フランス、スウェーデン、それにドイツ帝国内諸国が当事国になって、一方においてスイスとオランダの独立を承認し、他方において、当時、ドイツ帝国内に実在した三五五か国の実際上の主権を承認したが、それが各種の立法規定を含んでいたという事実にも拘わらず、世界的規模の重要性をもっていなかつたのである。そして、同様のことは、一六四八年と一八一五年の間の、その他のすべての条約についても言い得ることである。世界的規模の重要性をもった最初の立法条約は、一八一五年のウィーン会議

の最終議定書であり、最新のものは、今のところ、一九〇一年のワシントン条約である。しかし、これらのすべてが必ずしも純粋な立法条約ではないということを特に銘記しておかなければならない。と言うのも、その大多数が立法条約としての規定以外の、そうでない規定も内容にしているからである。

注(1) 立法条約の概念に関しては、一八と四九二を参照のこと。

五五六 ウィーン会議 最終議定書

一八一五年六月九日にイギリス、オーストリア、フランス、ポルトガル、プロシア、ロシア、スペイン、それにスウェーデン、ノルウェーによって署名されたウィーン会議最終議定書は、四つの点に関する世界的規模の重要性をもった立法規定を包含している。すなわち、第一に、スイスの永世中立化(第一一八条二番)、第二に、いわゆる、国際河川における自由航行(第一〇八―一一七条)、第三に、黒人奴隷貿易の廃止(第一一八条一五番)、第四、様々の階級の外交使節(第一一八条一六番)、である。

注(1) マルテンス・N・R・三七九頁。アンジュブルグ (Angeberg) 『ウィーン会議と一八一五年の条約』(Le

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

congrès de Vienne et les traités de 1815) 第四卷・一八六三年刊を参照のこと。

五五七 エクス・ラ・シャペル 会議の議定書

一八一八年のエクス・ラ・シャペル会議の十一月二日の議定書は、イギリス、フランス、プロシア、そしてロシアによって署名されたが、それは、外交使節の第四番目の階級で、代理大使 (chargés d'affaires) の上に位置する、いわゆる“駐在公使” (ministers resident) に関する立法規定を内容にしている。

注(1) マルテンス・N・R・第四卷六四八頁。アンジュブルグ・第一卷Cを参照のこと。

五五八 一八三一年の ロンドン条約

一八三一年一月一五日のロンドン条約⁽¹⁾は、イギリス、オーストリア、フランス、プロシア、それにロシアにより署名されたが、第七条にベルギーの永世中立化に関する重要な立法規定が含まれている。

注(1) マルテンス・N・R・第一卷三九〇頁。デスカン プ (Descamps) 『ベルギーの中立』(La neutralité de la Belgique) 一九〇二年刊を参照のこと。

五五九 パリ宣言 一八五六年四月一三日にイギリス、オーストリア、フランス、プロシア、ロシア、サルジニア、それにトルコによって署名されたパリ宣言は、海戦に関する四

つの法則を規定する最高に重要で純粹な立法条約である。――すなわち、私略行為の廃止、中立国旗は戦時禁制品を除く敵貨物を保護すること、禁制品を除いた中立貨物は敵国旗のもとで航行する場合でさえも没収され得ないこと、封鎖は拘束力が効果的でなければならぬことである。

この条約には、一八五六年の間に、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、チリ、デンマーク、エクアドル、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、オランダ、ペルー、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、それにスイスが加盟を通して当事国に加わり、日本は一八八六年に加盟した。

注(1) マルテンス・N・R・G・第一五卷七六七頁。

五六〇 ジュネーブ協定 一八六四年八月二二日、当初、スイス、バーデン、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、イタリア、プロシア、それにスペインによって署名されたジュネーブ協定⁽¹⁾は、戦場における軍隊の負傷者の状況を改善するための純粹な立法条約であり、ドイツの構成国は別として、加盟により他に次のような国々が、その条約の当事国になった。イギリス、アルゼンチン、オーストリア、ハンガリー帝国、ボリビア、ブルガリア、チリ、コンゴ自由国、

ギリシア、グアテマラ、ホンジュラス、日本、韓国、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ニカラグア、ペルシア、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サルバドル、セルビア、シヤム、スウェーデン、ノルウェー、トルコ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ⁽²⁾である。一八六八年一〇月二〇日にジュネーブ協定への追加条項を含む条約が署名されたが、批准されはしなかった。一九〇〇年のハーグ講和会議の最終議定書は、ジュネーブ協定の原則である海戦に適用するための協定を含んでいる。

注(1) マルテンス・N・R・G・第一八卷六〇七頁。ルエダー (Lueder) 『ジュネーブ協定論』 (Die Genfer Convention) 一八七六年刊とミンツェル (Münzel) 『ジュネーブ協定の研究』 (Untersuchungen über die Genfer Convention) 一九〇一年刊を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第一八卷六一二頁。

五六一 一八六七年の
ロンドン条約 一八六七年五月一日に、イギリス、オーストリア、ベルギー、フランス、オランダ、イタリア、プロシア、それにロシアによって署名されたロンドン条約⁽¹⁾は、その第二条にルクセンブルグの永世中立に関する重要な立法規定を内包している。

注(1) マルテンス・N・R・G・第一八卷四四五頁。ワン

パシュ (Wampach) 『ルクセンブルグの中立』 (Le Luxembourg Neutre) 一九〇〇年刊を参照のこと。

五六二 セント・ペテル
スブルグ宣言 一八六八年一月二十九日に、イ

ギリス、オーストリアーハンガリー、ベルギー、デンマーク、フランス、ギリシア、オランダ、イタリア、ペルシア、ポルトガル、プロシア、および、その他のドイツ諸国、ロシア、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコによって署名され——後にブラジルが加盟した——セント・ペテルスブルグ宣言は、純粹な立法条約である。それは、爆発性があるか、或るいは、可燃性のある物質を装填した四百グラム(一四オンス)以下の重量の発射物は戦争で使用してはならないことを規定している。

注(1) マルテンス・N・R・G・第一八卷四七四頁。

五六三 一八七八年の
ベルリン条約 一八七八年七月一三日のベルリン

条約は、イギリス、オーストリアーハンガリー、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、そしてトルコによって署名されたが、ブルガリア、モンテネグロ、ルーマニア、セルビアに関する立法条約であり、そこから生ずる中近東問題の現段階

の解決に関する限り非常に重要なものである。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二卷・第二輯、四四九頁。ムラス (Murat) 『ベルリン会議』 (Il congresso di Berlino) 一八七八年刊を参照のこと。

五六四 コンゴ会議
一般議定書 一八八五年二月二六日のベルリン・

コンゴ会議の一般議定書は、イギリス、オーストリアーハンガリー、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、トルコ、アメリカ合衆国により署名されたものであるが、コンゴ河流域内のあらゆる国に対する通商の自由、流域内における奴隷輸送の禁止、コンゴ領域の中立化、コンゴ河とニジェール河のあらゆる国の商船の航行の自由、そして最後にアフリカ大陸沿岸の将来におけるすべての占領について署名国相互の通告の義務を規定している。

五六五 一八八八年の
タンチノーブル条約 一八八八年一月二九日の

コンスタンチノーブル条約は、イギリス、オーストリアーハンガリー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ロシア、スペイン、そしてトルコによって署名されたが、スエズ運河の永世中立化とそこにおけるあらゆる国の船舶に対する航行

の自由を規定する純粋な立法条約である。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二卷第一五輯五五七頁。

なお、一八三を参照のこと。

五六六 **ブリュッセル反奴隷會議一般議定書**

議定書は、一八九〇年七月二日にイギリス、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、コンゴ自由国、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ペルシア、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、トルコ、アメリカ合衆国、ザンジバルにより署名されたが、アフリカにおける奴隷貿易の抑制のための措置組織と、付随的にアフリカの或る種の地域におけるアルコール貿易に関する規制措置とを規定する非常に重要な立法条約である。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二卷第一六輯五四三頁。

レントナー (Lentner) 『アフリカ人奴隷貿易とブリュッセル會議』 (Der afrikanische Sklavenhandel und die

Brüsseler Conferenzen) 一八九一年刊を参照のこと。

五六七 **ハーグ平和會議一般議定書**

和會議一般議定書は、純粋な立法条約で、きわめて重要であり、また、重要性の少ない三つの協約の他に、「宣言」と呼ばれている三つの別々の協定——すなわち、國際的相違の平

和的調整のための協定、陸戦に関する協定、ジュネーブ協定の原則を海戦に適用するための協定、から成っているのである。その會議に参加した諸国は次の通りである。イギリス、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、ブルガリア、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、オランダ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ペルシア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、シリア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコ、それにアメリカ合衆国である。これらのすべての国が、この三つの協定の当事国であるが、次の例外がある。すなわち、スイスは第二の協定に署名することを拒否したし、スウェーデン、ノルウェーは、署名はしたが批准を拒否し、中国とトルコは、三つの協定の全部に署名したが、その内のどれも批准をしなかったのである。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二卷第二六輯九二〇頁。

ホールズ (Holls) 『ハーグ平和會議』 (The Peace Conference at the Hague) 一九〇〇年刊とメリグンハク (Merignac) 『平和のための國際會議』 (La Conférence internationale de la Paix) 一九〇〇年刊を参照のこと。

五六八 **一九〇一年のワシントン條約** 一九〇一年一月一八日に署名

されたイギリスとアメリカ合衆国との間の、いわゆる、ワシントン・ヘイパウンズフォート条約⁽¹⁾は、当事国だけの立法条約であるけれども、それにも拘わらず、世界的規模の重要性をもっている。何故なら、将来のパナマ運河を永久的に中立化し、また、そこにおけるあらゆる国の船舶の自由航行を規定しているからである。⁽²⁾

注(1) 条約集、一九〇二年刊、第六号を参照のこと。

(2) 一八八一年九月一日にアルゼンチンとチリーによって署名されたブエノス・アイレス国境条約(マルテンス・N・R・G・第二巻第一二輯四九一頁を参照のこと)が、世界的規模の重要性をもつ立法規定を内包していることに言及しておかねばならない。何故なら、それは、マゼラン海峡を永久に中立化し、そこを、あらゆる国の船舶に開放することを宣言しているからである。一九五注(2)と第二巻七二を参照のこと。

二 同盟

グロチウス・第二巻C一五、ヴァッテル・第三巻七八〜一〇二、トウイス・第一巻二四六、テイラー・三四七〜三四九、フィートン・二七八〜二八五、ブルンチュリ・四四六〜四四九、ヘフター・九二、ホルツェンドルフ・第三巻一一五〜一三九頁、リス

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その十・完)

ト・三七、ボンフィス・八七一〜八八一番、プラデーエル・フォデレ・第二巻九三四〜九六七番、リヴィエール・第二巻一一一〜一一六頁、カルボー・第三巻一五八七〜一五八八、フィオレ・第二巻一〇九四、マルテンス・第一巻一一三、ローラン・ジャックミュン(Rolin-Jacquemyns) R・I・XX・一八八八年刊五〜三五頁。

五六九 同盟の概念 用語の厳密な意味での同盟(ance)は、戦争における攻撃に対する相互の防衛を目的にするか、或るいは、第三国を共同して攻撃するか、または、その両方を目的にした二、ないし、それ以上の国家間の結合(union)の条約である。しかしながら、「同盟」という用語は、しばしば、もっと広義に使われていて、しかも、広義の場合においても様々な目的のための結合の条約を含んでいるのである。したがって、いわゆる、「神聖同盟」(Holy Alliance)は、オーストリアとロシアの皇帝とプロシアの国王との間で一八一五年に締結され、その後、ヨーロッパのほとんどすべての君主が加盟したが、それは、用語の厳格な意味では同盟とは呼ばれ得ないような漠然とした目的のための結

合であった。

歴史は、様々な国家間の無数の同盟を物語っているが、それらは、常に政治的に重要な役割を果たしたし、今でも果たしており、さし当たり現在では、ドイツ、オーストリア、イタリヤの一八七九年と一八八二年以来の三同盟と、一九〇二年以来のイギリスと日本の同盟が例証できる実例である。⁽¹⁾

注(1) 次は日英同盟 (Anglo-Japanese treaty of alliance) の原文である。すなわち、

イギリスと日本の両国政府は、極東における現状と全般的平和を維持することを念願し、更に、清帝国と朝鮮帝国の独立、および、領土的統一の維持、それに、これらの国が、あらゆる国の通商と産業のために、平等の機会を保証することに特別の関心を寄せることにより、ここに次のように同意することを厳肅に宣言する。すなわち、

第一条

締約当事国は、相互に清国と朝鮮の独立を承認し、いづれの国への攻撃的傾向によっても全く影響されないことを宣言する。しかしながら、イギリスが基本的に清国と関係し、他方、日本が、清国に利害をもっていることに加えて、通商上、産業上と同様、政治上も朝鮮に特別の利害関係をもっているという彼らの特別の利益に鑑みて、締約当事国は、これらの利益を保護するため、たと

え、いずれかが、他の何らかの国の侵略的行動によって脅威を受けるとしても、或るいは清国と朝鮮で発生する動乱によっても、不可避の措置を取ること、および、締約当事国の国民の生命と財産を保護するためには、いずれかの介入を必要とすることを相互に許容することを承認する。

第二条

もし、イギリスと日本のいずれかが、右に述べたような各々の利益を守るために、他国との戦争に巻き込まれるに至る場合、一方の締約国は厳格な中立を保持し、他国が、その同盟に反する敵対行為に加わることを妨げる努力をするものとする。

第三条

もし、右の事象において、他の何らかの国、または、諸国が、この同盟に反する敵対行為に参加するならば、他の締約当事国は、その同盟国を支援して、共同して戦争を遂行し、相互の同意を得て講和をしなければならぬ。

第四条

締約当事国は、彼らの内のいずれかが、他方と協議すること無く、右に述べた利益を不利にすることについて、他の国との別個の協定を締結しないことに同意する。

第五条

イギリス、または、日本の、いずれかの世論において、右に述べた利益が危険にさらされると判断するとき、そのつど、二国政府は、相互に十分、かつ、率直に

連絡し合うものとする。

第六条

本協定は、署名後、ただちに効力を発生し、その日から五年間は効力を有する。

締約当事国のいずれも、右の五年の満期前の十二か月に、その終結の意思を通告しない場合には、本協定は、締約当事国のいずれかが、廃棄を通告する日から一年の満期まで拘束力を有する。しかし、もし、その満期と決定した日が到来したときに、同盟国のいずれかが、現実に戦争に従事している場合には、この同盟は、事実上、講和が結ばれるまで継続しなければならない。

各々の政府によって正規に権限を授けられた下記の者たちが、以上を誓約して、この協定に署名し、捺印した。一九〇二年一月三〇日、ロンドンにて二通を作成。

五七〇 同盟の当事国

同盟の主体は、完全主権国家のみと言われている。しかし、同盟が、宗主権のもとにある国家により締結されたことがあるという事実は、否定できない。したがって、ルーマニアが、トルコの宗主権のもとにあった当時の一八七七年四月一六日に、ロシアとトルコとの戦争の場合に、ロシア軍の軍隊が、ルーマニアの領土を通過することに關して結んだ協約は、実質的に同盟条約であった。⁽¹⁾ 更に、例えば、昔の南アフリカ共和国は、少くともイギリス政府の

見解によると、イギリスの宗主権のもとにある半主権国家であったけれども、一八九七年三月一七日に、昔のオレンジ自由国と同盟を結んでいるのである。⁽²⁾

中立化された国は、防衛目的のための同盟の主体にはなり得るが、そうした国として攻撃同盟へ参加することは、中立違反を伴うことになる。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二卷第三輯一八二頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二卷一五輯三二七頁を参照のこと。

五七一 違った種類の同盟

既に言及したように、同盟は、攻撃的なものか、防衛的なものか、或るいは、その両方のものになり得る。この三つのすべてが、同盟国が、いっさいの潜在的な敵に対抗して結合する場合には、一般的な同盟になるか、或るいは、一か国、ないし、それ以上の個別的な敵と対抗する特別の同盟になり得る。更に、同盟は、永久的か、一時的かのいずれかであり得るし、後者の場合には、それらが締結されている期間でもって満了することになる。攻撃同盟に關しては、それらの目標が不品行 (immoral) ではなくなるま

で有効であるということが、強調されねばならない。⁽¹⁾

注(1) 五〇五を参照のこと。

五七二 同盟の条件 同盟には、あらゆる種類の条件が含まれ得る。その最も重要なものは、援助が行われることに関する条件である。おそらく、援助は、その同盟国の陸・海軍力の全部、または、限られた部分でもって行われるものか、或るいは、陸軍だけの全部、ないし、限られた部分で行われるか、海軍だけの全部、または、限られた部分で行われるか、ということになる。更に、援助は、金銭だけで行われるかもしれないし、そうであれば、同盟国の一方は、彼の軍隊だけで戦い、その間、他方は、同盟維持のために一定金額の金銭を供給することになる。このような種類の同盟条約を、単なる援助金条約と混同してはならない。もし、当時国の一方が、或る一定額の年間の納付金の返礼として、他方に対して、平時と戦時に或る一定の数の軍隊を供給するという協約を二国が結ぶ場合には、そうした協約は同盟ではなく、単なる援助金条約である。しかし、もし、二国が、戦争の際には、納付金に対する返礼であろうと、なかりうと、当事国の一方は他方に或る一定数の軍隊を供給するという協約を結ぶ場合に

は、そうした協約は実際には同盟を構成する。と言うのは、戦時に救援することを目的に結ばれる、あらゆる協約は、同盟を意味するからである。前述したロシアとルーマニア間のトルコに対する戦争の場合に、ルーマニア領土をロシア軍が通過することに関する一八七七年の条約(五七〇)が、実際には同盟条約であったと言うのは、以上の理由によるのである。

五七三 予測せられた事情 “予測せられた事情”(casus foederis)は、他方に対し約束した援助を行うことが、同盟国の一方の義務として発生する事件のことであり、したがって、防衛同盟の場合に、宣戦布告が行われ、同盟国の一方に対して戦争

が開始されるときには、“予測せられた事情”が発生するのである。同盟条約では、“予測せられた事情”になる場合を、たいてい正確に明記するもので、そうしておけば、“予測せられた事情”が論争に晒されることも少なくなる。しかし、他方で、こうした特別な規定も無しに締結された同盟も随分存在してきているが、やはり、後になって、“予測せられた事情”に関して当事国間に論争が発生しているのである。

三 保障条約と保護条約

ヴァッテル・第二卷二三五〜二三九、ホール・一
一三、フィリモア・第二卷五六〜六三、トウイス・
第一卷二四九、ハレック・第一卷二八五頁、テイラ
ー・三五〇〜三五三、フィートン・二七八、ブルン
チュリ・四三〇〜四三九、ヘフター・九七、ホルツ
ェンドルフ・第三卷八五〜一一二頁、ボンフィス・
八八二〜八九三番、プラディエル・フォデレ、第二
卷九六九〜一〇二〇番、リヴィエール・第二卷九七
〜一〇五、カルポー・第三卷一五八四〜一五八五、
『保障についての歴史的、政治的評論』(Essai his-
torique et politique sur les garanties) 一七七九年
刊、ミロヴァノヴィッチ (Milovanovitch) 『國際

法における保障条約』(Des traités de garantie en
droit international) 一八八八年刊。

五七四 保障条約の概念と対象

保障条約とは、当事国の一方が他方の当事国に対して、或る一定の対象を保障するために、その国の力に含まれることを実行することを約束する協約である。保障条約は、相互的か、または、片務的なものになり得る。

それらは、二国だけか、或るいは、数か国が共同で締結することがあり、後者の場合には、個々の保障国が、個別的に、または、集合的に、或るいは、その両方でもって彼らの保障を与え得ることになる。しかも、保障は、或る一定の時期だけか、または、永久的であり得る。

保障条約の潜在的な対象は無数にある。⁽¹⁾したがって、次の主要な例を挙げれば、それで十分である。すなわち、負債の弁済とか領土の割譲のような、或る一定の国家による特別な行為の履行、国家の或る種の権利、憲法の特別の形体、永世中立(スイス、ベルギー、ルクセンブルグ)とか独立のよう⁽²⁾な或る一定の地位、第三国により締結される条約の履行、である。

注(1) 保障条約が政治的に重要な役割を果たしていることが、イギリスの保障条約を一瞥することで理解されよう。ムンロー (Munro) 『イギリスの保障条約』(England's Treaties of Guarantee) 法律評論雑誌 (The Law Magazine and Review) 第四卷(一八八〇〜一八八一年) 一六〇頁を参照のこと。
(2) 五二八を参照のこと。

五七五 保障条約の効果

保障条約の効果は、保障される

対象を確実なものにするために、保障国が、その国力の中に含まれることを実行する義務の設定である。その目的のために保障国により適用される強制は、状況如何にかかっており、結局は、戦争になることもあり得る。しかし、被保障国に約束された援助を保障国が強制を用いても行う義務は、多くの条件や事情に依存しているのである。したがって、第一に、被保障国が、保障国に対し援助を行うように要請することがなければならぬ。例えば、領域の或る一定部分の所有が或る国家に保障される場合に、その国が、第三国との戦争で敗北した後、こうした領域の部分を勝利国に対して保障国の介入を要請すること無しに割譲することを講和の条件として受け入れる場合には、後者は介入する権利も義務も有しないのである。第二に、保障国は、危急の際に要求される援助を行うことが可能でなければならない。例えば、保障国が、第三国との戦争で手がいっぱいになっていたり、内部的な紛糾やその他の要因を通して、きわめて弱体化しているため、その介入が逆に重大な危険をもたらすという場合には、援助に対する要求に必ず答えるというわけには行かない。それによつて、被保障国が、その行動路線に関して保障国によつて与え

られた前の勧告に従わない場合にも、その後援援助をするとは後者の義務ではない。

保障国の義務の履行が依存している事情や条件のすべてを説明することは不可能であり、あらゆる場合について、それ自身の功罪功罪に基づいて判断されなければならないのである。

それに確かなことは、政治上の星座 (constellation) は、他の場合以上に頻繁に変化するということであり、事件の全体的な発展は、保障条約にも拘わらず、介入を拒否することを正当化する(1)ような事情の重大な変更に巻き込まかもしれないのである。或る一定の対象を或る国家に対して永久的に確保するための保障条約が、後者にとって、多少、不安定な価値のものに自然になってしまふのは、以上の理由によるのである。したがって、保障条約の実際上の価値は、その正式な性格が、どのようなものであれ、その当初の状況が依然として認められるとしても、概して、その存在の初期の年代だけに限られるように思えるのである。

注(1) 五三九を参照のこと。

五七六 集団保障の効果 一、ないし、それ以上の国による別々の保障を制定する条約とは対照的に、数か国による集

団保障 (collective guarantee) を制定する条約の効果については、特別の考察を必要とする。一八六七年六月二〇日にダービー卿 (Lord Derby) は、ルクセンブルグの中立化についての大国による集団保障に関して、集団保障の場合には、

各々の保障国は、他のすべての保障国が同じように行動することができるときに、その条約に従って行動する義務だけをもつのであり、結果的に、保障国の一つが、みずからルクセンブルグの中立を侵害することがあれば、集団保障の条約に従って行動する義務は、他の保障国には生じないと主張したのだが、この見解は確かに正しいとは言えない⁽¹⁾、どれ程の国際法学者が、それを承認したり、或るいは承認できるのか私にはわからない。集団保障の場合に保障国の内の一か国だけが、保障条約に従って行動するように義務付けられているとは考えられ得ないということは、疑い無い当然のことである。何となれば集団保障は、保障国が一同となって行動する場合にのみ意味をもち得るからである。しかし、もし、保障国の一つが、みずから彼自身の保障の対象を侵害するとしても、保障国の集団は残っており、そうした不実な共同保障国に反対して行動することこそ、彼らの義務である。しかしな

がら、もし、保障国の大多数、と言うことは、したがって、保障国の集団が、彼らの保障の対象そのものを侵害することになれば、彼らに対抗して行動する義務は、残りの少数国には生ずることはないであろう。

しかし、多数の国々が、或る対象について、集団的ではあるが個々別々に保障した場合には、そうではない。その場合には、保障の対象のいっさいの侵害に対して、集団としてだけではなく、個別的にも、介入することが彼らの義務である。

注(1) ハンサード・第一八三卷二五〇頁。

(2) ホール・一一三、および、ブルンチュリ・四四〇を参照のこと。

五七七 保護条約 保障条約とは異なるのが保護条約である。前者が被保障国に対し或る一定の対象の保障を構成するのに対して、保護条約は、強国が、どのような保障も、いっさい無しに、単に弱国を保護することを約束する条約である。しかしながら、保護条約を、保護国条約⁽¹⁾と混同してはならない。

注(1) 九二を参照のこと。

四 非政治的な共通利益に関する連合

デスカンプ (Descamps) 『国際的な職務とその

将来』(Les offices internationaux et leur avenir)

一八九四年刊、モワイニエール (Moynier) 『万国

連合の国際事務局』(Les Bureaux internationaux

des Union universelles) 一八九二年刊、ポワンサ

ー (Poinard) 『連合と国際協定』(Les Unions et

ententes internationales) 第二版・一九〇一年刊。

五七八 特定利益とは対 照的な共通利益

国際的通航の発展は、様々な国

の経済的、ないし、その他の非政治的な利益を充足させる目
的の多数の条約を成立させることになった。各国は、他のほ

とんどは、通商、航海、裁判管轄権、その他の多くの種

類の条約を締結して、この方法でもって、もっと首尾よく自

国の利益を助成しようと努めているが、こうした利益の多く

が、性格的に、きわめて特殊であり、個々の事情や条件に依

存しているため、それらは、他の国々とお互いに締結する特

殊条約 (special treaty) によってのみ、充足され、助成さ

れ得るのである。ところが、様々な国が、様々な当事国との

間で単一で結んだ特殊条約によるよりも、多数の国との間の

一般条約によるほうが、よりよく充足され、助成され得る非

政治的な多くの利益を共通してもっているということを経

験が示しているのである。したがって、一九世紀の第二半期

以来、このような一般条約が、どんどん生まれきたし、そ

の数が、ますます増加することは確かである。これらの一般

条約の当事国である国家の数は、勿論、様々であるが、やが

て、そうした条約の幾つかは、万国郵便連合 (Universal

postal Union) の基盤になっている条約と同じような方式

でもって、普遍的な国際条約になることは確実であるが、他

の条約は、その段階に達することは決してないであろう。し

かし、それらのすべてが、少なからぬ国家が当事国である限

りにおいて一般条約なのである。

五七九 万国郵便連合 以前は郵便の取り決めに関しては、

様々な国が個別に条約を締結していたが、一八七四年一〇月

九日、ベルンで、一般郵便連合 (General Postal Union) を

創設するための一般郵便協定⁽¹⁾に、二一の国が加盟した。この

一般 (General) が、一八七八年六月一日のパリ協定を通し

て、万国 (Universal) 郵便連合となり、三〇か国が当事国

になった。この協定は、五年毎に開催されなくてはならない

連合^{ユニオン}の会議を通して、数回、改訂されたが、最近の改正は、

一八九七年のワシントン会議で行われ、そこでは、六月一五

日、新しい万国郵便協定が五〇か国により署名され、次第に他の国も加盟するようになって、今では六〇か国以上が、^{ユニオン}連合の構成国である。この連合は、^{ユニオン}国際事務局をもち、ベルン⁽⁴⁾に置かれている。

注(1) マルテンス・N・R・G・第一輯第二版六五一頁を

参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第三輯第二版六九九頁を参照のこと。

(3) 四六五を参照のこと。

(4) フィッシャー (Fischer) 『世界的交際の中の郵便と電信』 (Post und Telegraphie im Weltverkehr) 一九〇〇年刊。ローラン (Rolland) 『国際関係における郵便と電信の対応』 (De la correspondance postale et télégraphique dans les relations internationales) 一九〇一年刊を参照のこと。

五八〇 万国電信連合 一般電信協定は、既に一八六五年

五月一七日にパリで締結されており、しかも、一八六八年には⁽¹⁾国際電信事務局がベルンに設立されていた。やがて、ますます多くの国が加盟するようになり、^{ユニオン}連合の基盤は、今や一八七五年七月二八日のセント・ピーターズブルグ協定⁽²⁾になっており、それは、数回改正され、最も新しい改正は、一八八

五年九月一七日、ベルリン⁽³⁾で行われた。連合^{ユニオン}が、或る日、普遍的なものとなるであろうことは、疑いの無いことではあるが、しかし、「万国」(Universal) 電信連合 (Telegraphic Union) とは呼ばれてはいるけれども、まだ、僅か約三〇か国だけが構成国である。

海底電信線保護のための一八八四年三月一四日の一般条約⁽⁴⁾に関しては、二八七を参照してほしい。

注(1) 四六四を参照のこと。フィッシャー 『電信と国際法』

(Die Telegraphie und das Völkerrecht) 一八七六年刊。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯第一一版六一四頁参照のこと。

(3) マルテンス・N・R・G・第二輯第一二版二〇五頁を参照のこと。

(4) マルテンス・N・R・G・第二輯第一一版二八一頁を参照のこと。

五八一 鉄道輸送と貨物 鉄道輸送と貨物に関する一般協定⁽¹⁾が、ベルンで一八九〇年一〇月一四日に締結された。その

当事国——すなわち、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ルクセンブルグ、ロシア、それにスイス——は、この目的のために連合を形成しているが、

「^{ユニオン}連合」という名称は使われてはいない。国際事務局をベルンに置いている。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第一四版二八九頁を参照のこと。

(2) 四七〇を参照のこと。カウフマン (Kaufmann) 『中央ヨーロッパの鉄道と国際公法』 (Die mitteleuropäischen Eisenbahnen und das internationale öffentliche Recht) 一八九三年刊、ローゼンタル (Rosenthal) 『国際鉄道輸送法』 (Internationales Eisenbahnfrachtrecht) 一八九四年刊、マグネ (Magne) 『鉄道等の国際的接続』 (Des raccords internationaux de chemins de fer etc.) 一九〇一年刊、エガー (Eger) 『鉄道貨物輸送に関する国際協定』 (Das internationale Uebereinkommen über den Eisenbahnfrachtverkehr) 第二版・一九〇三年刊。

五八二 **メートル法に関する協定** 重量と尺度についての国際事務局⁽¹⁾

をパリに設立する目的で、一般協定が⁽²⁾一八七五年五月二〇日に締結された。当初の当事国は——アルゼンチン、オーストリアーハンガリー帝国、ベルギー、ブラジル、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、ペルー、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカ合衆国、それにヴェネズエラであったが、後にイギリ

ス、日本、メキシコ、ルーマニア、セルビアが加盟した。

注(1) 四四六を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第一輯第二版六六三頁を参照のこと。

五八三 **工業所有権保護同盟** 一八八三年三月二〇日に工業所有権^{ユニオン}

を保護するための国際同盟を創設するため、パリ協定⁽¹⁾が署名された。当初の構成国は、ベルギー、ブラジル、フランス、オランダ、グアテマラ、イタリア、ポルトガル、サルヴァドル、セルビア、スペイン、それにスイスであったが、イギリス、日本、エクアドル、メキシコ、アメリカ合衆国、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ、キューバが後に加盟した。この同盟は、ベルンに国際事務局⁽²⁾を置き、同盟の対象は、特許、商標等の保護であるが、一八九一年四月一四日には、マドリッドで、商標の登録に関する協定に合意している。⁽³⁾

注(1) マルテンス・N・R・G・第一〇輯第二版一三三頁を参照のこと。

(2) 四六七を参照のこと。

(3) マルテンス・N・R・G・第二輯第二二版二〇八頁を参照のこと。ペレティエール (Pelletier) とヴィダール・ギユ共著 (Vidal-Noguet) 『一八八三年三月二〇日の工業所有権の保護のための同協定とその後の改訂会議』

(La convention d'Union pour la protection de la propriété industrielle du 20 mars 1883 et les conférences de révision postérieures.)

五八四 文字・芸術作品の保護同盟

一八八六年九月九日に、芸術、および、文学作品の保護のための国際同盟を創設する目的でベルン協定⁽¹⁾が署名されたが、その同盟はベルンに国際事務局を⁽²⁾置き、当初の構成国は、イギリス、ベルギー、フランス、ドイツ、ハイチ、イタリア、リベリア、スペイン、スイス、それにチュニスであったが、後にデンマーク、日本、ルクセンブルグ、モナコ、スウェーデン、ノルウェーが加盟した。その協定の付属議定書⁽³⁾が、一八九六年五月四日にパリで署名されたし、また、その協定に対応するため、一八八六年に、イギリス議会は、"国際的、および、植民地の著作権に関する法律を改正するための法令"⁽⁴⁾を可決した。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第一二版一七三頁を参照のこと。

(2) 四六七を参照のこと。オレリ (Orelli) 『著作権の国際的保護』 (Der internationale Schutz des Urheberrechts) 一八八七年刊、トーマス (Thomas) 『文字、および、芸術等の国際協定』 (La convention littéraire et artistique internationale etc.) 一八九四年刊。

(3) マルテンス・N・R・G・第二輯第二四版七五八頁を参照のこと。

五八五 関税公表同盟

一八九〇年七月五日に、関税を公表するための国際同盟を創立する目的で、ブリュッセル協定⁽¹⁾が署名され、この同盟はブリュッセルに国際事務局をもち、世界の様々な国の関税を公表している。当同盟の構成国は、次の国々である。イギリス、アルゼンチン、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、ポリビア、チリー、コンゴ自由国、コスタ・リカ、デンマーク、フランス、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、オランダ、イタリア、メキシコ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サルヴァドル、シアム、スペイン、スイス、トルコ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラ。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第一八版五五八頁を参照のこと。

(2) 四六九を参照のこと。

五八六 国際私法に関する協定

一八九六年十一月一四日に、いわゆる、国際私法上の数種の問題に関する統一法則を確立する目的でハーグ協定⁽¹⁾が署名された。当初の当事国は、すなわち、

ベルギー、フランス、オランダ、イタリア、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、スイスであったが、オーストリア、ハンガリー、デンマーク、ドイツ、ルーマニア、スウェーデン、ノルウェー、それにロシアが後に加盟した。以上の国々の内、デンマーク、ロシア、ノルウェー（スウェーデンは当事国のまま）を除いた国々は、別に一九〇二年六月一二日に、結婚関係、離婚関係、子供の後見関係の法律の抵触を規制する目的の三つの協定⁽²⁾に署名している。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第二三版三九八頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯第三一版二六頁、七〇六頁を参照のこと。

五八七 根油虫協定 ねあぶらむし (Phylloxera) の流行によ

り、ぶどうに与えた大きな被害のために、こうした流行病の拡大を防止するための一般協定⁽¹⁾が、一八七八年九月一七日にベルンで締結された。後に、その所在地は、一八八一年一月三日にベルンで署名された協定⁽²⁾で決められたが、当初の構成国は、オーストリア、ハンガリー、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン、スイスであり、後で、ベル

ギー、オランダ、ルクセンブルグ、ルーマニア、セルビアが加盟した。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第六版二六一頁参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯第八版四三五頁参照のこと。

五八八 公衆衛生協定

国際的な公衆衛生のために、コレラに関しては二つ、ペストに関しては一つの、一般条約が締結されたが、その二つのコレラ協定は、一八九三年四月一日にドレスデン、一八九四年四月三日にパリで、各々署名された。追加的な宣言が一八九九年一〇月三〇日にパリで署名された⁽¹⁾。ペスト協定は、一八九七年三月一七日にヴェニスで署名され、追加宣言が一九〇〇年一月二四日にローマで署名された⁽²⁾。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第一九版二三九頁。および、第二輯第二四版五一七頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯第二八版三三九頁と第二輯第二九版四九五頁を参照のこと。なお、ウルマ・N・R・I・第一巻(一八七九年)五二七頁でなされている非常に貴重な提言には注目しなければならない。すなわち、戦時に、しばしば、戦場の不十分な消毒の結

果、流行病が発生することを、ウルマンは心に留めて、戦闘後に、あらゆる必要な衛生手段をとる義務をもった中立的な衛生委員会を設立するための一般協定を提案しているのである。

五八九 通貨同盟

一八六五年一月二三日、ベルギー、フランス、イタリア、それにスイスは、当事国間で、いわゆる、**ラテン通貨同盟** (Latin Monetary Union) を創立するパリ協定に署名し、ギリシアが一八六八年に加盟したが、この協定は、三回、更新され、修正された。——すなわち、一八七八年、一八八五年、一八九三年である。

別の通貨同盟は、一八七三年五月二七日にコペンハーゲン協定によりデンマーク、スウェーデン、ノルウェーが加入したものである。

一八九二年一月二二日に国際通貨会議がブリュッセルで開催され、次の国々が出席した。イギリス、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、オランダ、イタリア、メキシコ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカ合衆国。しかしながら、この会議の審議には

実質上の成果は無かった。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二〇巻六八八頁、六九四頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯第五版七二五頁、第一輯六五頁、二八五頁第二版を参照のこと。

(3) マルテンス・N・R・G・第二輯第一版二九〇頁を参照のこと。

(4) マルテンス・N・R・G・第二輯第二四版一六七―四七八頁を参照のこと。

五九〇 アフリカ野性動物保護協定

アフリカにおける野生の動物、鳥類、魚類の保護のために、ロンドン協定が、一九〇〇年五月一九日にイギリス、コンゴ自由国、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペインにより署名された。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第三〇版四三〇頁を参照のこと。

五九一 砂糖奨励金協定

一九〇二年三月五日にブリュッセル協定が、砂糖の生産と輸出の奨励金の廃止に関して署名されたが、その当初の当事国は、イギリス、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、スペイン、スウェーデン、ノルウェーで、後にルクセンブルグ、ペルー、ロシアが加盟した。常設委員会が、その

協定の実施を監督するためにブリュッセルに設立された。

注(1) マルテンス・N・R・G・第二輯第三一版二七二頁
を参照のこと。

(2) 四六二、四七一を参照のこと。

(終)

一九九七年九月、海外研修先のロンドンにて完訳。